

募集要項等に対する質問（第1回目）

通し番号	文書	ページ	章	番号	質問内容	回答
1	実施方針	1	第1章	1.2	「集合処理から個別処理への転換など」との記載がありますが、具体的に転換を検討する予定はありますでしょうか。また、それに伴い、汚水処理構想の見直し等が発生した場合は追加業務となりますでしょうか。	現在のところ具体的な検討の予定はありません。国や県の汚水処理構想が変更となった際には、追加業務となる可能性があります。
2	実施方針	4	第2章	2.1	「ア 施設更新計画作成に関する業務の実施を担う者は、技術士（上下水道部門の上水道及び工業用水道、下水道）の資格を有する者が1名以上在籍していること。イ 改築業務の設計を担う者は、技術士（上下水道部門の上水道及び工業用水道、下水道）の資格を有する者が1名以上在籍していること。」とあります。これは兼任して担当してもよいのでしょうか。別々で立てる場合、評価につながるのでしょうか。	兼任も想定しています。別々で立てる場合の人数等についてはご提案を確認します。
3	実施方針	6	第2章	2.2	基本協定書の公表はございますでしょうか。	基本協定書の概要を公表いたします。
4	実施方針	7	第2章	2.2	「（注）上記は予定であり、状況等により日程を変更する場合があります」と記載されておりますが、事象により契約締結の大幅な遅れが生じた場合、事業開始日も同様の措置が取られるのでしょうか。	現状では令和9年4月1日を事業開始日としています。しかしながら、大規模災害等の事象により契約締結等が大幅に遅れた場合は事業開始日も含めて協議の上、再設定します。
5	募集要項	3	第1章	1.8	下水道事業資本的支出提案限度額（3,211,988,000円）について、国土交通省からの各年度に申請する補助金を踏まえた更新事業になると考えて良いのでしょうか？ その場合、国土交通省から補助金が貰えない場合でも、受託者提案の更新工事は委託者費用にて実施できると考えて良いのでしょうか？	補助金を活用しての改築を想定しているところです。補助金の有無、補助対象工事と補助対象外の工事のバランスを取りながら、協議により各年度の工事を計画します。
6	募集要項	3	第1章	1.8	各提案限度額が記載されておりますが、各業務に関して採用した積算方法、積算基準日をご教授下さい。	収益的支出限度額は過去実績値及び見積金額にて積算しております。資本的支出提案限度額について、水道事業は宇城市水道事業経営戦略の金額となります。下水道事業はストックマネジメント計画を基にした金額となります。上下水道事業とも過去に算出した金額のため、水道事業は委託者が令和8年度に作成する水道施設更新計画を参考に、事業開始後の受託者との協議により見直す事とします。下水道事業はストックマネジメント計画を見直し、その見直し後の詳細設計にて協議により見直す事とします。
7	募集要項	3	第1章	1.8	水道事業資本的支出提案限度額について、提案審査書類の受付までに議会の承認がえられない場合は提案限度額から除くとの記載がありますが、議会承認のおおよその時期はわかりますでしょうか。また、承認が得られない場合、議会承認が降りた段階で金額決定との認識でよろしいのでしょうか。	本議案を上程している令和8年第2回定例会は6月15日閉会の予定となっております。承認が得られない場合については、議会承認が降りた段階で金額決定となります。

8	募集要項	3	第1章	1.8	「エ 下水道事業資本的支出提案限度額 3,211,988,000円」の内訳をご開示いただけませんか。	松橋不知火浄水管理センター改築費用を見込んでおります。令和9年度にストックマネジメント計画の作成を行う予定です。加えて令和8年度までの改築未実施分、耐震診断、耐震補強も含め、受託者と協議の上進めていきます。
9	募集要項	3	第1章	1.8	要求水準書1.4(7)改築工事業務の「表1-1 更新スケジュール」に「下水道(管路施設)」の「改築工事」は「令和19年度～」とあり、また「農業集落排水事業」の「更新計画策定」「実施設計」「改築工事」はいずれも「未定」とあります。 募集要項1.8(1)の「エ 下水道事業資本的支出提案限度額 3,211,988,000円」には、「下水道(管路施設)」の「改築工事」に係る費用や「農業集落排水事業」の「更新計画策定」「実施設計」「改築工事」に係る費用は含まれていないことを確認させてください。	ご認識のとおりです。
10	募集要項 要求水準書	3 36~37	第1章 第8章	1.8 8.2.1	要求水準書では貴市が令和8年度に策定する水道施設更新計画(原案)に基づき更新実施設計・工事を実施(令和9年度)または更新計画を検討・作成(令和10年度以降)とある一方、募集要項では提案審査書類の受付までに議会の承認が得られることを前提に水道事業の資本的支出に係る提案が求められています。更新計画(原案)の提示がされない中で提案は困難です。 水道施設の更新について、業務提案書(様式3)では更新(計画・設計・工事)に関する考え方のみ提案するものとし、見積内訳書(様式4-5)の水道事業資本的支出(1)設計・改築費(水道)については募集要項に記載の水道事業資本的支出提案限度額を計上するものとさせていただきます。	見積内訳書 様式4-5へ記載可能な限度額について記入のうえ、ご提示いたします。
11	募集要項	4	第2章	2.1	協力企業が定義されていますが、協力企業の位置づけは何を持って行われますでしょうか。 参加申請等には記載する欄がないため、扱いとしては応募グループの構成企業には含まれないという理解でよいでしょうか。	協力企業とは、「本業務を構成する業務の一部を、受託者との契約に基づき補完的に実施する事業者をいう。本業務を実施するSPCには出資しないもの」としております。
12	募集要項	4	第2章	2.1	用語の定義の「共同企業体」について、「複数の企業等が共同で受託する事業組織体をいう」とありますが、これはJVを意味しているのでしょうか。 実施方針においてはSPCの設立が求められていることから、「受託者」は本事業を遂行する特別目的会社(SPC)であり、「単独企業又は共同企業体」ではないと考えられます。 要求水準書及び業務契約書(案)ではJVという単語も出てくることから、募集要項において受託者の定義の明確化をお願いします。	本業務の受託者はSPCを想定していますので、「共同企業体」、「JV」といった表記は訂正いたします。
13	募集要項	4	第2章	2.1	「地元企業」の定義として「本社、本店、支店又は営業所が宇城市内の企業等及びこれらの企業で構成された組織をいう。」とあります。 「これらの企業で構成された組織」とは、具体的にどの組織が該当しますでしょうか。	「本社、本店、支店又は営業所が宇城市内の企業等で構成された組織」を想定しています。
14	募集要項	5	第2章	2.1	「協力企業となる組織の構成員となる場合」とは具体的にどのような場合を指しているのでしょうか。	応募企業又は応募グループの構成企業が、協力企業となる組織の組合員となることを想定した文面となっています。
15	募集要項	5	第2章	2.1	事業者選定委員が非公表のため応募者側で知り得ない情報なのではないでしょうか。 仮に選定委員が当該企業から選出されていることを理由に参画を断られた場合、選定委員が特定できてしまい、情報の公平性が損なわれることが懸念されます。	事業者選定委員の公表は差し控えさせていただきます。

16	募集要項	5	第2章	2.1	<p>改築業務の工事を担う者の応募資格要件が記載されていますが、こちらは応募グループに対する応募資格審査上の要件であり、事業期間中のすべての改築工事を応募グループの改築業務の工事を担う者（構成企業）にSPCから発注する必要はなく、また、必要な特定建設業の許可を受けていることを除き、事業期間中に改築工事を受注する事業者がウの要件を必ず満たしている必要はないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>改築・更新工事の発注先は、業務委託契約書（案）第16条（再委託）に則り、受託者が再委託先に関する責任を委託者に対して負うことを前提に、適正な事業者（構成企業のほか、市内企業などの構成企業以外の企業を含む）を選定のうえ契約できると理解しております。</p>	<p>ご認識の通り、実際に改築工事を行う事業者（下請事業者等）が、応募資格における実績等の要件（ウの要件）をすべて満たしている必要はありません。また、改築工事を担う事業者が協力企業の場合は応募資格における要件を満たす証明書等を提出することが困難と考えるため、関心表明書の提出をもって代えることを想定しています。その場合は後日資料を提出していただきます。</p>
17	募集要項	6			<p>下水道管路施設の維持管理に関して、資格要件の記載がありません。適切な技術者の配置を行うよう明示をお願いします。</p>	<p>下水道管路施設の維持管理業務に関しましては、特定の公認資格の配置要件は設定いたしません。</p>
18	募集要項	7	第2章	2.2	<p>再質問及び追加質問への回答（日）として7月10日と7月17日の2回が設定されております。</p> <p>例えば、7月10日に回答をいただくためには、再質問及び追加質問をいつまでに提出する必要がありますでしょうか。</p> <p>応募期間が非常に短く回答タイミングが提案にも大きく影響することから、明確化していただきたくお願いします。</p>	<p>ご質問いただく数量にもよりますが、7月3日までを目安とお考えください。ただし、今回の回答は、7月3日までにご質問いただいたものが必ず7月10日までに回答をすると確約するものではありません。</p>
19	募集要項	7	第2章	2.2	<p>現地見学・資料閲覧について、閲覧要望のある資料候補を事前に申請しデータ配布など可能でしょうか。</p>	<p>対応できる資料、できない資料がありますので、個別にご相談ください。</p>
20	募集要項	7	第2章	2.2	<p>現地見学・資料閲覧の申込期間はいつからいつまででしょうか。</p> <p>又は申込は不要でしょうか。</p> <p>申込が必要な場合は、申込用紙等はございますでしょうか。</p>	<p>検討させていただきます。</p>
21	募集要項	8	第2章	2.3	<p>「応募資格確認審査を通過した者（以下「応募企業」という。）は、要求水準書別紙6、7、8及び9に記載する施設を、1日を上限に確認することができる。」とありますが、募集要項2.2 事業開始までのスケジュール（予定）には応募資格確認審査通過後の現地確認はありません。</p> <p>本項（2.3（3））の応募資格確認審査通過後の現地確認の実施の有無について確認させてください。</p> <p>また、2.2 事業開始までのスケジュール（予定）にある（応募資格確認申請前の）現地見学・資料閲覧に関する手続きについてご教示ください。</p>	<p>検討させていただきます。</p>
22	募集要項	10	第2章	2.4	<p>委員について、「優先交渉権者の公表までの間は非公表」とありますが、所属だけ示していただくことはできませんでしょうか（当グループとの関係性の確認が行えないため）。</p>	<p>8名の委員のうち、3名は学識経験者であり、所属企業はありません。残り5名は行政職員です。</p>
23	募集要項	10	第2章	2.4	<p>プレゼンテーション及びヒアリングへの出席者は、「8人を上限とする」ことが記載されています。</p> <p>当日は、この8名以外にWebによる参加（発言権なし）を認めていただけませんかでしょうか。</p>	<p>プレゼンテーション及びヒアリングについては、当日に現地で8人を上限といたします。</p>
24	募集要項	10	第3章	3.1	<p>優先交渉権者は、貴市と基本協定を締結することとなっておりますが、「基本協定」の原案提示をお願いします。</p> <p>参画判断に影響するため早期開示をお願いします。</p>	<p>基本協定の概要を公表いたします。</p>

25	募集要項	10	第3章	3.1	委託者と優先交渉権者が基本協定を締結し、協議を経て業務委託契約を締結することとなっておりますが、基本協定は委託者と優先交渉権者が締結し、業務委託契約は委託者と受託者＝優先交渉権者が設立する特別目的会社（SPC）が締結するという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
26	募集要項	4	第2章	2	地元企業の定義について、本事業の優先交渉権獲得後に宇城市内で本社、本店、支店又は営業所を設置する場合は、地元企業には該当しないという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
27	募集要項	P10	第3章	3.1	「委託者と優先交渉権者は、「宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託基本協定」を締結し、協議を経て、「宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託契約」を締結する」となっていますが、基本協定書は開示されておられません。いつ頃開示するご予定か、ご教示ください。	基本協定書の概要を公表させていただきます。詳細版は、契約書（案）と同時期に公表させていただきます。
28	募集要項	10	基本協定書		「委託者と優先交渉権者は、「宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託基本協定」を締結し、協議を経て、「宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託契約」を締結する」となっていますが、基本協定書は開示されておられません。いつ頃開示いただけますでしょうか。	6月12日までに概要版としてお示しする予定です。
29	募集要項	7	第2章	2.2	事業開始までのスケジュール（予定）には、「現地確認・資料閲覧」が「令和8年6月12日から6月26日まで」と記されておりますが、募集要項内には資料閲覧の開催概要や申し込み方法に関する記述がありません。詳細をお示しください。	内容を検討いたします。
30	募集要項	7,8	第2章	2.2 2.3	募集要項p7の「事業開始までのスケジュール（予定）」には、「現地確認・資料閲覧」が「令和8年6月12日から6月26日まで」と示されております。また、同p8,2.3(5)現地確認には「応募資格確認審査を通過した者(以下「応募企業」という。))は、要求水準書別紙6、7、8及び9に記載する施設を、1日を上限に確認することができる。」と記載があります。しかし、p7の「事業開始までのスケジュール（予定）」記載の「応募資格確認申請書の受付」は「令和8年6月12日から6月30日まで」、くわえて「応募資格確認審査結果の通知」は「令和8年7月3日まで」と示されております。応募資格確認審査結果受領後に現場確認の申込を行う手順であると存じますので、現状では実質的な応募資格確認申請書の提出期間が公告から1ヶ月程度と短い期間で設定されております。つきましては、応募資格確認申請書提出の有無にかかわらず現場見学へ参加可能とするために、「現場確認希望調書【自由様式】」を提出した者(以下「応募企業」という。))は、要求水準書別紙6、7、8及び9に記載する施設を、1日を上限に確認することができる。なお、一部施設は確認できない場合があるので、日程及び施設は委託者が指定する。」と変更いただけないでしょうか。	内容を検討いたします。
31	募集要項	2	1	4	業務引継ぎに要する期間は、基本協定締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。とありますが、令和9年3月31日までに完了することを前提として、引継ぎ着手日は事業者提案でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。引継ぎ、業務移行期間は基本協定締結日の翌日からとしておりますので、引継ぎ期間内に提案にて着手いただくようお願いいたします。
32	募集要項	5	2	1	本事業の事業者選定支援業務受託者及び事業者選定支援業務に関与した者をご教示願います。参加条件に関与していないことの記載があるため確認が必要となります。	実施方針及び募集要項等に記載をいたします。
33	募集要項	5	2	1	応募資格要件において、事業者選定支援業務受託者および関与者は応募に参加できないとされています。当該企業は本事業期間において、協力企業（本事業において受託者より業務を受託する企業）となることはできないとの理解でおります。この認識で正しいでしょうか。	ご認識のとおりです。

34	募集要項	5	2	1	事業者選定委員が所属する企業についてご教示願います。参加条件に関与していないことの記載があるため確認が必要となります。	8名の委員のうち、3名は学識経験者であり、所属企業はありません。残り5名は行政職員です。
35	募集要項	7	2	2	現地見学・資料閲覧の時期は限定しない方がよいと考えますが、いかがでしょうか。	内容を検討いたします。
36	募集要項	8	2	3	応募資格確認審査結果は委託者から応募企業に対して通知することとなっていますが、応募企業または代表企業の認識でよいでしょうか。 P4の用語の定義において「応募企業」は応募事業者のうち、単独で応募する企業と定義されているため、応募グループへの通知方法が明記されておりません。以降でも「応募企業」のみの表記があるため、修正をお願いします。	「応募企業及び代表企業」と修正いたします。
37	募集要項	7	2.2		事業開始までのスケジュール（予定）には、「現地確認・資料閲覧」が「令和8年6月12日から6月26日まで」と記されていますが、対象となる業務が多岐にわたるため、閲覧対象資料は膨大な量になると思料いたします。つきましては、資料を電子データで提供いただくことは可能でしょうか。もしくは、資料閲覧の実施日を複数日としていただくことは可能でしょうか。	検討いたします。
38	募集要項	8	2.3	(5)	現地確認について、1日を上限に確認することができる、と記載がありますが、本事業の対象施設は貴市内に点在しており、すべての施設を1日で見学することは難しいと思料いたします。つきましては、現場見学実施日程を複数日としていただくことは可能でしょうか。	検討いたします。
39	要求水準書	全般	全般		数量および作業内容等、明確に記載がない事項、および、矛盾が生じる項目については、本事業の対象外とする考えでよろしいでしょうか。	例えばどのような事項かお示しいただければ、対象の可否について回答させていただきます。
40	要求水準書	2	第1章	1.5.3	「本件施設」について1.1の「業務目的」に定義されておりますが、1.5.4の「対象施設」、業務委託契約書別紙1に定義されている「対象施設」の定義と同義でしょうか。	契約書（案）については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書（案）の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
41	要求水準書	2 41	第1章 第9章	1.4 9.1.2	1.4 (7) 改築工事業務の「表1-1 更新スケジュール」に「下水道（管路施設）」の「改築工事」は「令和19年度～」とあり、「農業集落排水事業」の「更新計画策定」「実施設計」「改築工事」はいずれも「未定」とある一方、9.1.2（改築工事）業務範囲の「表9-1 工種区分別の業務範囲」では「管路施設」（公共下水道施設及び八代北部流域関連公共下水道施設）や「農業集落排水処理施設（土木構造物、建築物、建築附帯設備、機械設備、電気設備、管路施設）」に「○」が付いております。 事業期間中、「下水道（管路施設）」の「改築工事」に係る費用や「農業集落排水事業」の「更新計画策定」「実施設計」「改築工事」など、募集要項1.8(1)の「エ 下水道事業資本的支出提案限度額 3,211,988,000円」に含まれていない改築業務が必要になる場合は、当該改築業務に係る費用を委託者と受託者で協議のうえ、契約金額を変更して実施するという理解でよろしいでしょうか。	表9-1工種区分別の業務範囲について「農業集落排水処理施設」は削除いたします。また、「下水道（管路施設）」の「改築工事」は、下水道事業資本的支出提案限度額に含まれていません。
42	要求水準書	2、3、 29	第1章、 第6章	1.5.3 、 1.5.5 、 1.5.6 、 6.1.5 、 6.2.2	要求水準書の複数箇所に「地元企業との連携」に関する記載（要求事項）があります。それぞれの記載箇所における「地元企業」は具体的にどの企業・組織を指しますでしょうか（同一の企業・組織でしょうか。それぞれ異なる企業・組織でしょうか） また、それぞれの記載箇所における「地元企業との連携」について、現在の連携状況をご教示ください。	地元企業については定義を定めておりますので、該当するものが対象となります。 「地元企業との連携」については、SPCと地元企業が連携を図り業務を実施していく上で、どのように連携をいただけるのか、協力企業なども含めてご提案をいただければと思います。

43	要求水準書	2	第1章	1.4	<p>「表1-1 更新スケジュール」のうち「下水道（管路施設）」の「改築工事」は「令和19年度～」とある一方、「実施設計」については「令和15年度～令和16年度」に実施するとあります。</p> <p>下水道（管路施設）の実施設計は改築工事の実施年度の前年度に行うなど、スケジュールの変更はあり得ますでしょうか。</p> <p>また、更新（実施設計）スケジュールの変更があり得る場合、見積内訳書（様式4-5）のうち下水道事業の資本的支出にある（2）設計・改築費（下水道）の積算方法及び計上年度について確認させてください。</p> <p>下水道（管路施設）の実施設計に係る数量は、更新スケジュールによらず、要求水準書の8.3.1及び別紙10に改築実施設計数量の参考値に基づくとの理解でよろしいでしょうか。実施設計に係る費用の見積内訳書上の計上年度は、1.4（7）表1-1 更新スケジュールの時期（現状の令和15年度～令和16年度）とする、もしくは下水道（管路施設）の改築工事（令和19年度～）とある前々年度から前年度（令和17年度～令和18年度）にかけて計上する、いずれとすべきでしょうか。</p>	<p>他の事業との関連や、財政状況など様々な要因により、スケジュールの変更はあるものと想定しております。</p> <p>事業期間内に管路のストックマネジメント計画の策定を予定しており、その結果を基に実施設計の数量等は決定するものと想定しております。</p>
44	要求水準書	2	第1章	1.4	<p>要求水準書1.4「事業範囲」において、「水道事業、下水道事業の管路施設、農業集落排水事業については、更新計画の策定及び実施設計を行い、その後施設更新業務を実施する」と記載されています。</p> <p>当該記載は「なお」と補足的に記載されていることから、記載対象の範囲（管路施設に限定した説明か、下水道事業全体に係る説明か）が明確ではありません。</p> <p>上記を踏まえ、当該記載の趣旨として、下水道事業における更新計画の策定及び実施設計業務の対象範囲（管路施設に限定されるのか、処理場施設・ポンプ場を含むのか）について、ご教示ください。</p>	<p>下水道事業における更新計画の策定及び実施設計業務を対象としておりません。農業集落排水事業については、更新計画策定及び実施設計業務を行いません。</p> <p>要求水準書を訂正します。</p>
45	要求水準書	2	第1章	1.4	<p>下水道（管路施設）の更新計画策定は令和14年度で予定されていますが、要求水準書p.37の8.2.2では処理場・ポンプ場施設の計画期間（令和14～18年度）に合せて管路の計画を策定することとなっていることから、令和13年度（計画期間の前年度）に管路の修繕・改築計画を策定しても良いでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和9年度：点検・調査計画の策定</li> <li>・令和10～13年度：点検・調査を実施</li> <li>・令和13年度：修繕・改築計画の策定</li> <li>・令和14～18年度：ストックマネジメント計画の期間</li> <li>・令和19年度～：改築工事の実施</li> </ul>	<p>他の事業との関連や、財政状況など様々な要因により、スケジュールの変更はあるものと想定しております。</p> <p>事業期間内に管路のストックマネジメント計画の策定を予定しており、その結果を基に実施設計の数量等は決定するものと想定しております。</p>
46	要求水準書	3	第1章	1.5.6	<p>「受託者は、天災又は本件施設（農業集落排水処理施設を除く）機能に重大な支障が生じた場合など（後略）」とあります。</p> <p>本件施設のうち農業集落排水施設についてはアドバイザー業務であり、緊急時対応については農業集落排水処理施設維持管理業務の受託者が実施することから（要求水準書5.3.7）、「本件施設（農業集落排水処理施設を除く）」とされているという理解ですが、そうである場合、同じアドバイザー業務である八代北部流域関連公共下水道施設についても同様の取り扱いとなりますでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。「八代北部流域関連公共下水道施設」を追記します。</p>

47	要求水準書	3	第1章	1.5.7	小川町マンホールポンプ場維持管理運営業務委託や農業集落排水処理施設維持管理業務において仮にKPIなどの未達が発生した場合であっても、ウォーターPPP受託者はそれに対して評価・助言等を行うものであり、ウォーターPPP受託者の要求水準未達が問われることはないという理解でよろしいでしょうか。	未達を発見した際に助言等を怠った場合を除き受託者の責任は問いません。
48	要求水準書	4	第2章		管路の維持管理業務については、「管路施設維持管理」とのみ記載されていますが、具体的な項目の記載がありません。貴市の想定をお聞かせください。また、どのような計画を策定するのかについて、積算上の水準を合わせるためにも、業務項目だけでも明記いただけますでしょうか。	通常の巡視、管路内の清掃、TVカメラ調査の補助、側溝・マンホールの維持管理、日常的な点検業務を想定しています。具体的な内容・方法については提案を求めます。
49	要求水準書	5	第2章	2.2.5	「第三者的立場から監視・評価を行うこと」とありますが、これについては、事業開始時点における当該外部委託の受託者は承知しているという理解でよいでしょうか。また、当該行為に対して、どのような取り決めがなされる予定なのかご教示ください。	要求水準書に記載していることから承知されていると認識しております。委託者、本事業の受託者及び当該外部事業者の三者間での協定の締結を想定しています。
50	要求水準書	5	第2章	2.4.3	「仮説ポンプ」は「仮設ポンプ」の誤記と思われます。修正をお願いします。	修正いたします。
51	要求水準書	8	第2章	2.5.9	本事業の業務範囲には量水器の購入が含まれるとの認識です。業務範囲に量水器の購入が含まれると読み取れるよう要求水準書上の記載を変更いただけませんかでしょうか。	要求水準書に「量水器の調達・交換・管理業務」と追記いたします。
52	要求水準書	8	第2章	2.6.3	水道ビジョンの策定業務については、貴市から本委託とは別で発注され、本委託の受託者はその策定に至る資料の提出などを行うという認識でよろしいでしょうか	水道ビジョンの策定業務については、要求水準書に記載のとおり資料の作成及び原案の作成を想定しています。
53	要求水準書	8	第2章	2.6.3	現在貴市で策定した上下水道共通のBCPもしくは、水道・下水道のBCPは、存在しますか。またその共有を行っていただくことは可能でしょうか。	水道についてBCPは作成しておりません。下水道については、BCPの資料作成済みのため、資料閲覧の時期にご確認いただけます。
54	要求水準書	8	第2章	2.6.1	下水道ストックマネジメントにおける修繕・改築計画策定業務について、計画は過去の調査資料に基づいて実施するのでしょうか。あるいは計画的に調査を行うことが求められているのでしょうか。	過去の調査結果に基づき計画することを想定していますが、調査実施から時間が経過しており、現状との乖離も懸念されることから、必要に応じて本業務でも調査を実施することも想定します。
55	要求水準書	8 40	第2章 第8章	2.6.3 8.4	下水道事業計画の変更などの対応が必要な場合は、追加業務となりますでしょうか。	別途発注となります。
56	要求水準書	10	第3章	3.1.2	水道施設に「その他関連施設」と記載されていますが、これは別紙6におけるどの施設のことを指しているのでしょうか。可能な範囲で明確化をお願いします。	その他関連施設とは、現在稼働していない施設で（三角第4水源、松橋1.2.3.6.9.10.13号水源、竹崎水源、小川第1.4.6水源、豊川浄水場、当尾加圧所、豊川配水池、竹崎配水池、小川第1配水池、上巢林第1.2.3水源、上巢林低区配水池、上巢林高区配水池）を指します。
57	要求水準書	11	第3章	3.1.4	「委託者が保有する情報管理システム」とありますが、貴市が保有する情報管理システムの詳細をご提示ください。どのような形式で、どのような項目を登録するのかを把握したいための質問です。	情報管理システムといった電子システムは保有していないため、電子データ（エクセル、ワード）に整理・保存していただくことを想定しています。ただし、宇城市情報セキュリティポリシーを遵守いただきます。
58	要求水準書	11	第3章	3.1.5	水道技術管理者の資格を有する者を配置するとありますが、要求事項は資格者の配置のみであり、水道法第24条の3に基づく第三者委託を要件をしていないとの認識でよろしいでしょうか。	ウォーターPPPレベル3.5における水道技術管理者は、「水道事業の最終責任は自治体にある」という原則のもと、民間事業者が担う維持管理・更新業務を監督・監視する役割として位置付けています。よって、第三者委託ではありません。
59	要求水準書	11	第3章	3.2.1	「水需要予測に基づき」とありますが、水需要予測は貴市で行うという理解でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。
60	要求水準書	12	第3章	3.2.1	「受水量は表3-3、別紙3に示す実績値を基準とすること」とありますが、それぞれ示される値に大幅な乖離があります。本来基準とすべき水量は、表3-3に示される「変更受水量」と推察しますが、そのような理解でよろしいでしょうか。	用水供給事業開始の当初に協定を結んでいる責任水量に対し、上天草・宇城水道企業団へ、年間で変更受水量届出を提出した水量が変更受水量です。運用上各地区の受水量の変更を行い運営しています。また、受水方法については、本市において、流入弁の操作を行うものでなく受水量に対し24時間での定量受水となります。

61	要求水準書	12	第3章	3.2.1	表3-3に記載されている変更受水量とは、事例の一つという理解でよろしいのでしょうか。	年間で変更届出を提出した1日当たりの受水量です。
62	要求水準書	12	第3章	3.2.2	管理目標値については、「委託者と受託者で協議の上別途定めた」とありますが、管理目標値は事業者提案ではなく、あくまでも貴市との協議により事業開始までに設定するという理解でよいのでしょうか。	ご認識のとおりです。
63	要求水準書	12	第3章	3.2.2	(2)で管理目標値の設定で委託者と受託者で協議の上と記載がありますが、(4)では、過去3年の水質検査結果をもとに管理目標値を設定すると記載されています。二つは、同じ目標値でしょうか。	管理目標値は法令に基づく設定値になります。3.2.2(2)及び(4)の「管理目標値」は「管理目標項目」の誤りです。
64	要求水準書	14	第3章	3.4.1	浄水処理工程から発生する廃棄物について、適正に処理・処分することとありますが、それにかかる費用は、当該見積もりに含まないとの認識でよろしいのでしょうか。	該当がないため項目を削除いたします。
65	要求水準書	14	第3章	3.4.2	法定点検を確実に実施することとありますが、過去実績の書類を提示してもらえますでしょうか。	資料閲覧の際に開示いたします。
66	要求水準書	15	第3章	3.4.2	漏水調査の内容については、提案者の任意によるものと考えてよいのでしょうか。現状、実施している漏水調査報告書を提供いただくことは可能でしょうか。	漏水調査の内容については、提案事項とします。漏水調査資料については資料閲覧の際に開示いたします。
67	要求水準書	15	第3章	3.4.3	本項に限らず、修繕については年間及び1件当りの限度額が設定されており、限度額を超える場合は「委託者と協議を行い、承認を得た上で実施」と記載されています。「承認を得た上で実施」とは、当該費用を貴市にて負担いただけるという理解でよいのでしょうか。また、必要な修繕費用の追加が予算上認められなかった場合に、そのことにより要求水準を逸脱してしまった場合には、免責していただけるという理解でよいのでしょうか。	基本的に修繕費用については、計画修繕及び緊急修繕を含めて年間の想定費用は5,700万円(消費税及び地方消費税含む。)であります。年間の予算を超える場合については、協議を実施し予算確保後に承認という流れになります。よって、要求水準を逸脱することは想定していません。
68	要求水準書	15	第3章	3.4.3	修繕及び環境整備業務の中で、水道施設及び管路の修繕は、計画修繕及び緊急修繕を含めて年間の想定費用は5,700万円とありますが、これを超えた場合協議後別途請求できるということでしょうか。また、環境整備についてもこの中に含まれ、例えば除草作業1回を1件、床ワックスがけ1回を1件というようにカウントしていくのでしょうか。	修繕の想定費用の取り扱いについては、予算管理を行い事後協議でなく事前での協議を想定しています。環境整備については、修繕費の中に含まれません。
69	要求水準書	15	第3章	3.4.3	修繕費用について、内訳(施設・管路、予防保全・事後保全)をご教授ください。	内訳はございません。
70	要求水準書	15	第3章	3.4.3	清掃の頻度は、週3日の中からいずれかの施設の清掃を行っているという理解で宜しいのでしょうか。	ご認識のとおりです。
71	要求水準書	15	第3章	3.4.4	本号に限らず、見学者対応について、現状の実績が「年2回程度」とありますが、方が一著しく回数が増加し、費用負担が生じるような場合には、委託費の増加を認めていただけますでしょうか。	協議により決定いたします。
72	要求水準書	15、21、27、31			計画修繕及び緊急修繕を含めて年間の想定費用が立てられておりますが、想定費用を使いきれなかった場合はどのような扱いになるのでしょうか。翌年度以降への繰越でしょうか。	繰越の想定はしておりません。
73	要求水準書	15	第3章	3.4.3	修繕費は実費による精算ということでしょうか。管路修繕に関する協定価格などがあればご教示いただきたい。また見積もり内訳書には、市の想定費用5700万円(税込み)を記載すればよいのでしょうか。	ご認識のとおりです。

74	要求水準書	15	第3章	3.4.3	環境整備業務の実績として、「週3日×52週」と記載がありますが、要求事項ではなくあくまで参考提示であり、提案者の任意の頻度で実施すればよいとの認識でよろしいでしょうか。	最低実績での想定を週3日×52週としています。
75	要求水準書	15	第3章	3.4.3	「保守点検や健全度調査の結果に基づき」と記載がありますが、健全度調査の実施の有無は提案者の任意によるものとの理解でよろしいでしょうか。	保守点検や健全度調査の結果に基づき、予防保全の観点から計画的に修繕を実施することを目的とするため、調査回数指定はありませんが、調査無しの想定はしていません。
76	要求水準書	17	第4章	4.1.4	情報の整理及び保存について、水道では貴市が所有するシステムへの保存が求められておりますが(P.11_3.1.4)、下水道は特にシステムの指定はなく、受託者の任意の方法で整理、保存すればいいという理解でよいでしょうか。	情報管理システムといった電子システムは保有していないため、電子データ(エクセル、ワード)に整理・保存していただくことを想定しています。ただし、宇城市情報セキュリティポリシーを遵守いただきます。
77	要求水準書	17	第4章	4.1.5	「(2) 松橋不知火浄水管理センターについては常時監視制御・・・」とありますが、常時監視制御ができれば、松橋不知火浄水管理センターに常駐することを求めないとの認識でよろしいでしょうか。	応募事業者の提案に基づき、協議のうえ決定します。
78	要求水準書	17	第4章	4.1.5	「業務の履行に必要な資格として、下水道法に定める技術上の基準に適合する者を配置し、関係法令に定める業務については有資格者に行わせること。」とありますが、下水道法に定める技術上の基準に適合する者は1名以上配置すればいいとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
79	要求水準書	18	第4章	4.2.3	コンポスト化については、引渡先に指定はありますでしょうか。	指定はありません。ご提案をいただければと思います。
80	要求水準書	18	第4章	4.2.1	「※流入水質基準を設けている項目は、全窒素、全リンのみで、それ以外の水温pH、BOD、COD、SSについての項目は、流入水質基準として管理していない。」とありますが、管理していない水質の異常が見られたことに起因して発生した放流水質基準の超過については、4.4.1(2)イに記載する「ただし、悪質な排水の流入等による結果、要求水準「4.2.2 放流水質基準」を満たさなくとも受託者は責を負わないものとする。」ことが適用されるとの認識でよろしいでしょうか。	現状は管理基準を設けておりませんが、流入水の水質について監視を行っております。 過去3年間の実績については次のとおりですが、松橋不知火浄水管理センターの処理能力によりますので、放流水質が実績を超えた場合は報告、協議を必要とします。 [R5年度 最大値] 水温 28.3 pH 7.0~7.9 SS 478 COD 178.8 BOD 263  [R6年度 最大値] 水温 29.1 pH 6.8~7.9 SS 630 COD 136.1 BOD 209  [R7年度 最大値] 水温 28.8 pH 最大 7.1~8.0 SS 280 COD 102.3 BOD 228
81	要求水準書	18	第4章	4.2.3	汚泥の有効利用先は、市が指定するものとの認識でよろしいでしょうか。	指定はありません。ご提案をいただければと思います。

82	要求水準書	18	第4章	4.2.3	「汚泥、沈砂、し渣等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）に基づき適正に処理・処分すること。」とありますが、汚泥については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について（建設省都下企発第三九一二号平成四年八月二五日）」が適用され、下水道法が適用されるとの認識でよろしいでしょうか。 また、その場合、SPC、および運転管理業務を受託する構成企業は、下水道管理者の責任の下で補助者として業務につくとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
83	要求水準書	18	第4章	4.2.3	「汚泥、沈砂、し渣等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）に基づき適正に処理・処分すること。」とありますが、費用は実費による精算でよろしいでしょうか。また見積内訳書にどのように記載するかを明示ください。	ユーティリティ費に記載いただくことを想定しております。
84	要求水準書	18	第4章	4.2.3	汚泥及び廃棄物の適正処理基準のところ、脱水ケーキの含水率は85%以下となっていますが、85%を超えた場合にもペナルティはないという理解でよろしいでしょうか。	脱水ケーキの含水率が高くなる場合には、運搬効率や処分費用への影響、作業性の低下等が懸念されるため、一定の性能水準として含水率基準をお示しております。一方で、汚泥性状や運転条件等により変動が生じる場合もあることから、実際の運用においては、測定方法や評価期間を含め総合的に判断していく必要があると考えております。直ちにペナルティになるものとは想定しておりません。
85	要求水準書	19	第4章	4.2.3	令和8年4月23日の要求水準書（素案）等に関する質問の回答票No.185において、汚泥及び廃棄物（脱水ケーキ、し渣、沈砂）の搬出及び処分は、委託者に請求できるかとの理解ですかの質問に、ご認識の通りとありますが、この費用は要求水準書P67において受託者負担となっていますが、正しいのはどちらでしょうか。	令和8年4月23日回答票No.185の内容については誤りです。要求水準書の内容が正当です。
86	要求水準書	21	第4章	4.4.2	事業の大勢には影響はありませんが、計画修繕は次項4.4.3(1)にも記載があり、内容が重複しております。 要求水準及び業務範囲の明確化のため、こちらの記載は削除いただいた方がよろしいかと存じます。	4.4.2については保守管理業務に関する記載であり、4.4.3については修繕及び環境整備業務に関する記載となります。関連する項目であるため、記載しております。
87	要求水準書	21	第4章	4.4.2	「加えて、突発的に発生した故障・事故に対して、受託者の責任において速やかに修繕・対応を実施すること。」とありますが、かかった費用は委託者が負担していただけるとの認識でよろしいでしょうか。	原則、本業務の委託料の中で対応いただきます。
88	要求水準書	21	4章	4.4.2	同項(1)～(5)は施設の保守管理業務（点検等）に関する記載と認識していますが、(6)管路施設に関しては明確な点検・調査の内容がありません。下水道管路施設についても点検・調査の項目が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。	通常の巡視、管路内の清掃、TVカメラ調査の補助、側溝・マンホールの維持管理、日常的な点検業務を想定しています。 具体的な内容・方法については提案を求めます。
89	要求水準書	21	第4章	4.4.3	修繕及び環境整備業務の中で、下水道施設及び管路の修繕は、計画修繕及び緊急修繕を含めて年間の想定費用は1,100万円とありますが、これを超えた場合協議後別途請求できるということでしょうか。また、環境整備についてもこの中に含まれ、例えば除草作業1回を1件、床ワックスがけ1回を1件というようにカウントしていくのでしょうか。	修繕の想定費用の取り扱いについては、予算管理を行い事後協議でなく事前での協議を想定しています。環境整備については、修繕費の中に含まれません。
90	要求水準書	21	第4章	4.4.3	修繕及び環境整備業務の中で、下水道施設及び管路の修繕は、計画修繕及び緊急修繕を含めて年間の想定費用は1,100万円とありますが、これには八代北部流域下水道施設のマンホールポンプ施設は含まれないということでしょうか。	八代北部流域下水道施設のマンホールポンプ施設を含みます。

91	要求水準書	21	4章	4.4.3	修繕などにおける年間の想定費用(1,100万円)について、施設と管路の合計と記載がありますが、想定されている配分はありますか。想定費用の根拠をお示し頂きたい。	過去の実績を基にしています。内訳はございません。
92	要求水準書	22	第4章	4.4.3	4.1.4では修繕情報の整理、保存について、保存先や頻度に指定はありませんでした。一方で、本号では「委託者の保有する情報管理システムへの入力も行うこと」とあります。要求水準上はどちらを求められているのでしょうか。	4.1.4については処理場施設を想定しています。情報管理システムといった電子システムは保有していないため、電子データ(エクセル、ワード)に整理・保存していただくことを想定しています。ただし、宇城市情報セキュリティポリシーを遵守いただきます。 4.4.3については管路施設を主に想定しております。管路台帳システムへの情報入力をお願いします。
93	要求水準書	22	第4章	4.4.3	修繕業務については、委託者の保有する情報管理システムへの入力を行うこととありますが、独自の下水道管路管理システムを連携させて情報管理を行うことは可能でしょうか。	委託者の保有する情報管理システムへの入力を想定していますが、どのようなシステム、方法を検討されているかご提案ください。
94	要求水準書	22	第4章	4.5.1	アドバイザー業務におけるモニタリングについて、年間モニタリング実施計画は「現地確認日程」を含む計画とすることが求められています。年間の現地確認日を詳細に決定して定める必要があるという理解でよいのでしょうか。なお、実施段階において日付の変更等は認められるのでしょうか	計画段階においては、予定日を記載いただき、実施段階において関係者間で調整の上で日付を変更することは認めます。ただし、実施回数等は計画書に記載した回数を履行するようにしてください。
95	要求水準書	22	第4章	4.5.1	定例会議予定については、具体的な日付を委託者及び外部委託業務受託者と調整の上、盛り込むことを求められているという理解でよいのでしょうか。	ご認識のとおりです。
96	要求水準書	22	第4章	4.5.3	本来の契約関係においては、外部受託者から貴市へ提出されるものと考えられますが、外部委託者との契約において、本事業受託者へ提出されるようルール化されているという理解でよいのでしょうか。そうでない場合には、報告書類、点検表等の提出フローを事業開始までに定めていただきたくお願いします。	委託者、本事業の受託者及び当該外部事業者の三者間での協定の締結を想定しています。
97	要求水準書	22	第4章	4.5.4	他者の運転管理業務のKPIを受託者が勝手に設定し、委託者の承認を得るという手続きに問題はないのでしょうか。KPIの取扱いについて、どのように定められるのか考えをお示しくください。 例) 受託者の提案するKPIについては、委託者と外部受託者が協議の上最終設定する。あるいは受託者は外部受託者と協議の上でKPIを定め、委託者に提出、承認を得て設定する。など	本業務では他者の運転管理業務のKPIを設定いただくことを想定していません。本項目でのKPIは、運転管理業務におけるモニタリング計画の策定や、現地確認をとおして、運転管理業務に対してどのようにアドバイザー業務としてコミットしていただくか、その上で指標を設定していただくことを想定しています。
98	要求水準書	22	第4章	4.5.4	契約書・業務内容・報告書を開示いただけますでしょうか。	資料閲覧の際に開示いたします。
99	要求水準書	22	第4章	4.5.5	「具体的な改善提案を行うこと」とありますが、改善提案について実際に提案に基づいて業務を行った結果、改善に至らなかった場合には、当該責任は外部委託受託者にあるという理解でよいのでしょうか(要求水準未達等は問われないという理解でよいのでしょうか)。	ご認識のとおりです。
100	要求水準書	22	第4章	4.5.6	年間モニタリング計画に定める定例会議とは別の会議ということでしょうか。現時点の想定で構いませんが、どのような会議体が想定され、頻度としてどの程度を求められるのかご教示ください。	別の会議を想定しております。年度開始時と年度終了時の2回程度を想定しております。
101	要求水準書	24	第5章	5.1.4	「得られた情報を業務に活用すること」とありますが、情報は貴市が保有する情報管理システム等に保存されているのでしょうか。現在の情報整理状況と合わせてご教示ください。	紙媒体の情報で保管しています。

102	要求水準書	24	第5章	5.1.4	「受託者は、運転管理、保守点検及び修繕で得られた情報を業務に活用すること。」とありますが、本項で示されている業務はアドバイザー業務であり、本業務への活用は、業務対象外と認識しております。	ご認識のとおりです。
103	要求水準書	24	第5章	5.1.4	上記同様に、管路保守点検及び修繕で得られた情報を独自の下水道管路管理システムで情報管理を行うことは可能でしょうか。	どのような内容を検討しているのか、ご提案いただければと思います。
104	要求水準書	25	第5章	5.2	流入基準などを把握することを求められておりますが、既存の委託契約において、当該項目を管理することを求められていて、それらの記録を当社が確認することは可能でしょうか。	ご認識のとおりです。
105	要求水準書	27	第5章	5.3.8	本章のアドバイザー業務においては、「修繕計画」の作成が業務に含まれていないように見受けれます。当然に必要であると理解しておりますが、具体的にどのような取扱いとなるのかご教示ください。また、修繕計画については事前に農集排維持管理業務受託者と合意しておくことは不要という理解でよいでしょうか（貴市への確認のみで問題ないのでしょうか）。	農業集落排水処理施設及び管路は、基本的に事後保全のため、修繕計画の作成は本業務には含めておりません。
106	要求水準書	27	第5章	5.3.8	本章で求められる修繕について、農集排維持管理業務受託者の都合により、修繕が行えなかった場合には要求水準未達は問われないという理解でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。
107	要求水準書	27	第5章	5.3.8	修繕の中で農業集落排水処理施設及び管路の修繕は、計画修繕及び緊急修繕を含めて年間の想定費用は700万円とありますが、これを超えた場合協議後別途請求できるということでしょうか。	修繕の想定費用の取り扱いについては、予算管理を行い事後協議でなく事前での協議を想定しています。
108	要求水準書	27	第5章	5.3.8	修繕などにおける年間の想定費用（700万円）について、施設と管路の合計と記載がありますが、想定されている配分はありますでしょうか。想定費用の根拠をお示し頂きたい。	過去の実績を基にしています。内訳はございません。
109	要求水準書	30	第6章	6.4.1	異常時対応について、「直ちに委託者へ報告するとともに、緊急処置を講じること」とありますが、雨水は受託者にてコントロールできるリスクではないため、異常流入があった場合には、委託者へ報告するだけでなく、委託者の責任の下で緊急処置を講じることが重要と考えます（民間企業では当該リスクを負うことはできません）。結果として、第三者に被害が発生した場合には不可抗力であっても責任は問われる可能性があるため、責任の所在の明確化をお願いします。	受託者の瑕疵によるものを除き、災害対応のため委託者の責任下となります。
110	要求水準書	30	第6章	6.4.1	「(イ) 降雨前稼働点検は2名体制とし、安全に配慮して実施すること。」とありますが、遠隔1名、現場1名での作業は認められるのでしょうか。	遠隔の内容をご提案ください。従事者の安全が確保されることを前提に応募事業者の提案を求めます。
111	要求水準書	30	第6章	6.4.1	「(エ) 大野ポンプ及び曲野ポンプは基本的に自動運転となっているが、監視カメラ等で異(オ) 常を発見した場合は、速やかに委託者へ報告すること。」とありますが、誤記と思われるので、修正をお願いします。	修正します。
112	要求水準書	30	第6章	6.4.1	「(カ) 燃料残量不足を確認した際には、燃料を補給すること。」とありますが、燃料費は実費にて生産いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	委託費のうちユーティリティ費として契約金額の内訳書に基づき支払うこととします。
113	要求水準書	31	第6章	6.4.2	「施設の異常・故障発生時や、地震・豪雨等の災害発生直後に、施設の健全性を確認するために実施する点検。」とありますが、災害発生直後に従事者の安全が確保された状況で実施する点検との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

114	要求水準書	31	第6章	6.4.3	「予防保全の観点から計画的に修繕を実施すること」とありますが、年間75万円が想定費用となっており、当該額では予防保全は困難と推察されます。現状実施している予防保全の内容について、金額と合わせてご提示をお願いします。	令和7年度から稼働しているため、軽微な修繕を想定しています。
115	要求水準書	31	第6章	6.4.3	修繕及び環境整備業務の中で雨水ポンプ場及び仮設ポンプ場の修繕は、計画修繕及び緊急修繕を含めて年間の想定費用は75万円とありますが、これを超えた場合協議後別途請求できるということよろしいでしょうか。	修繕の想定費用の取り扱いについては、予算管理を行い事後協議でなく事前での協議を想定しています。環境整備については、修繕費の中に含まれません。
116	要求水準書	32	第7章	7.1.2	「受託者は、営業時間外であっても緊急的対応等が必要な業務については柔軟に対応すること。」とありますが、当該業務委託の業務の範囲においてのみ適用されるとの認識でよろしいでしょうか。	業務の範囲について適用されると認識しています。例)旧使用者から水道閉栓日に閉栓を行ったが、新使用者が既に開栓申請をしており、閉栓に行った時点では、すでに新使用者にて開栓を実施していたため、新使用者から水が出ないため即時対応してほしいと連絡があったため、営業時間外に開栓にむかった。などの事案が想定されます。
117	要求水準書	32	第7章	7.1.2	窓口営業時間外の対応については休日、深夜等の時間帯に庁舎内に入る事は可能でしょうか。	原則、休日、深夜等において庁舎内に入庁することはできません。
118	要求水準書	32	第7章	7.1.3	「現在導入しているシステムを使用」とありますが、期中にシステムが変更され、業務の実施方法が変更となった場合には、当該変更に伴い増加した費用は負担いただきたく願います。	料金システム・会計システムの変更に伴い、システム移行期間を設けます。システム変更については、旧システムと新システムについてOJTにてシステム操作の習熟を図りながら、業務を実施していただくことを想定しています。また、研修等については、要求水準書1.5.5のとおりと想定しております。 「期中にシステムが変更され、業務の実施方法が変更となった場合には、当該変更に伴い増加した費用は負担いただきたく願います。」と何を想定されているかお示しいただければ幸いです。
119	要求水準書	32	第7章	7.1.4	給水停止業務の前年度使用したスケジュールを提示していただけますでしょうか。また、各定例日設定の根拠をご教示ください。	給水停止は法令等に基づき実施しています。適正な執行のため給水停止等の執行期日等については回答を差し控させていただきます。
120	要求水準書	34	第7章	7.2.5	図面等の提供について、現在宇城市では図面はウェブ上にあるため、各業者それを使用していると思われませんが、現在も有償での提供はされているのでしょうか。	有償での資料提供の設定はありますが、現在はウェブ上での閲覧が出来るため、近年の提供の事例はありません。
121	要求水準書	36	第8章	8.1.3	念のための確認ですが、「管理技術者及び照査技術者」については兼務はできないという理解でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。
122	要求水準書	36	第8章	8.2.1	委託者にて作成予定の水道施設更新計画について、具体的な作成予定時期についてご教示ください。また、令和8年度に作成が完了しなかった場合には、実施予定年度が後ろ倒しになるという理解でよいでしょうか。	令和8年度中での完了としています。
123	要求水準書	36	第8章	8.2.1	令和9年度の更新内容については、どのような進め方で決定されるのでしょうか。例えば、優先交渉権者の意志とは関係なく令和9年度にいきなり工事を入れられても、実施設計が終わっていなければ工事に着手することができず、また当該年度に工事が完了しなかった場合、要求水準未達とされることを懸念しております。	令和9年度の更新内容については、今年度の契約締結時までにご提示いたします。
124	要求水準書	36	第8章	8.2.1	更新実施基本協定の原案をご提示ください。また更新工事費の取り決め(額の決定、支払方法その他)についてのお考えをお示しください。	更新実施基本協定(案)の作成後にご提示いたします。
125	要求水準書	36	第8章	8.2.1	更新計画について委託者と受託者が協議して策定する場合、当該更新内容によっては維持管理費に影響が出る(増減ともにあり得る)ものと考えます。この場合、更新計画が策定された時点で当該更新計画に従って維持管理費の見直しを行う機会を設けていただきたく願います。	更新計画に従って計画を実施していく中で、維持管理費の変更が考えられる場合は、協議を実施いたします。

126	要求水準書	37	第8章	8.2.1	当然に貴市が令和8年度に策定する更新計画においてもこのような基礎資料が作成されるという理解でよいでしょうか。仮にそうでない場合には、当該検討を行うための情報はただけということでしょうか。万が一、基礎資料の提示がなく、情報整備も含めて令和9年度中に計画策定を求められてしまうと対応が困難になることを懸念しております。	令和8年度にお渡しできる更新計画は、標準型タイプ3程度になります。
127	要求水準書	37	第8章	8.2.2	ストックマネジメント計画の作成時期について、前半及び後半のそれぞれについて、指定される時期がありましたらご提示ください。	令和9年度に過年度に作成したストックマネジメント計画の見直しを行います。令和13年度に新規のストックマネジメント計画（令和14～18年度分）を策定する計画ですが、事情により時期が変更となる可能性があります。
128	要求水準書	37	第8章	8.2.1	令和19年度以降の10年間の水道施設更新計画作成の補助業務と記載されていますが、基礎資料を作成する想定時期をご教示ください。	令和17年度での計画作成を予定しています。
129	要求水準書	37	第8章	8.2.1	表8-1にて、更新実施設計・工事は令和9年度から実施することとなっております。p2表1-1の水道事業における実施設計と改築工事の更新スケジュールでは令和10年度から予定されておりますが、これらの違いをご教示いただけますでしょうか。	表1-1更新スケジュールの実実施設計及び改築工事においては、令和9年度へ変更いたします。要求水準書を変更いたします。
130	要求水準書	37	第8章	8.2.2	雨水ポンプ設備に関する、調査等の改築策定業務は令和14年度から令和18年度の策定業務時に行う認識でよいでしょうか。なお、仮設ポンプ施設は、下水道の施設の認識でしょうか	下水道の施設ではありません。
131	要求水準書	37	第8章	8.2.2	管路施設に関して、ストックマネジメント計画が策定されていないとありますが、策定されるまでの管路施設の維持管理についてはどのように想定されていますでしょうか。	修繕や詰まり解消のほか、点検・調査を含めて応募事業者の提案に基づくものとします。
132	要求水準書	37, 104	第8章	8.2.2	管路施設の範囲および中継ポンプ施設（マンホールポンプ）については、農集分も含まれるのでしょうか？	含まれません。
133	要求水準書	38	第8章	8.2.2	下水道（管路）の点検・調査を過去に実施した実績はありますか。（電子化された下水道台帳などに情報がありますか）	資料閲覧の際に開示いたします。
134	要求水準書	39, 128	第8章	8.2.2	計画の進捗状況と具体的な対象設備についてご教示ください。また、R9年度工事予定の設計の状況についてもご教示ください。	処理場のストックマネジメント計画の進捗状況は令和5年度まで点検を実施している状況です。令和9年度にストックマネジメント計画を作成し、その後改築を行います。
135	要求水準書	39	第8章	8.3.1	別紙10は管路延長が記載された表となっておりますが、改築実施設計は管路のみという理解でよいでしょうか。それとも別表50も含めてという解釈でしょうか。	改築実施設計においては、施設の改築を含むため別表20及び別表21の水道施設、また、別表50の松橋不知火浄水管理センターの改築も含まれます。
136	要求水準書	39	第8章	8.3.2	提出タイミングについてご提示ください。	令和9年度の夏までに想定しています。
137	要求水準書	39	第8章	8.3.3	関係法令の遵守に関して、工事着手前に届出が必要となる石綿含有調査の費用負担についてご教授ください。また既往の石綿調査報告書について提供をお願い致します。	石綿調査については、実施しておりません。調査については、工事費への計上が必要であるため、設計時に調査を実施することとします。費用についても実施設計へ含むこととします。
138	要求水準書	39	第8章	8.2.2	その他特記事項で、委託者が策定した令和9年度から令和13年度の修繕・改築計画に係る資料は、処理場・ポンプ場施設が対象であり、管路は含まれていない理解でよろしいでしょうか。	管路は含まれていません。
139	要求水準書	40	第8章	8.3.4	「公的歩掛表」の定義（想定されている歩掛）についてご提示ください。	上水道：水道実務必携及び熊本県公表歩掛 下水道：日本下水道協会及び熊本県公表歩掛 これらに記載がない場合は、各協会歩掛を使用します。
140	要求水準書	40	第8章	8.4	現行の中長期計画に記載される内容の履行について、履行が必須と考えられる内容については、要求水準にて指定すべきと考えますがいかがでしょうか。	水道ビジョン、上下水道BCP、耐震化計画、水安全計画、アセットマネジメント計画のことですので、要求水準書を修正いたします。

141	要求水準書	40	第8章	8.4	最新の水道ビジョン及び上水道BCPの策定年度はいつでしょうか。	策定しておりません。
142	要求水準書	40	第8章	8.4	水道ビジョンや上下水道BCPは、事業期間中に1回の更新が想定されておりますが、複数回の改定を行う必要が生じた場合には、契約変更の対象となりますでしょうか。	必要が生じた場合は、想定外のため協議による決定します。
143	要求水準書	41	第9章	9.1.1	不明水の低減とありますが、不明水調査も行うという認識でよろしいでしょうか。	不明水低減の方法について、ご提案願います。
144	要求水準書	41	第9章	9.1.1	要求水準書に、水道施設・簡易水道施設(3.3.1)、下水道施設(4.3.1)、高良雨水ポンプ場及び仮設ポンプ場(6.3.1)の維持管理計画書として「中期(5年)計画書」「年間計画書」「月間計画書」とあり、料金徴収・窓口関係業務(7.2.1)に「年間運営計画書」とあり、移行期間の要求水準(10.3.2)や業務報告書類に関する事項(11.5)に「事業実施計画書」(5箇年、事業開始年度)とあり、モニタリング及び要求水準の未達時等の措置(12.2)に「年間事業実施計画書」「年間修繕計画書」とあり、業務分担に関する基本負担(別紙2・別表6)のうち書類に関する負担に「5か年事業計画書」「年間事業計画書」とあります。また、業務委託契約書(案)第17条には「業務計画書」とあります。本事業において作成すべき計画書の種類・頻度・内容等の再整理、並びに、用語の統一をお願いします。	修正いたします。
145	要求水準書	41	第9章	9.1.2	”農業集落排水処理施設については、運転管理業務以外は業務に含まれる。”とありますが、何に基づき計画の策定、工事を行いますか？	含まれません。
146	要求水準書	42	第9章	9.2	ここでいう技術提案とは、提案時のみならず事業期間中、この工事実施段階も含まれるという理解でよいでしょうか。	ご認識の通り更新工事費の増減による変更を想定しています。
147	要求水準書	42	第9章	9.2	「委託者は、本事業における改築に係る費用について、改築実施基本協定に定める金額を受託者に対し、事業年度毎に支払うこととする。」とあります。改築実施基本協定に定める改築(工事)に係る費用は、見積内訳書(様式4-5)や契約金額の内訳書(業務委託契約書)に計上されている額に関わらず、事業期間中の改築実施設計を踏まえて前年度までに設定するものであることを確認させてください。同様に、見積内訳書(様式4-5)や契約金額の内訳書(業務委託契約書)に計上されている額(時期)に関わらず、改築(工事)に係る費用は事業期間中の業務の実施状況を踏まえて年度間で振り替えることも可能であり、かつ、提案・契約当初の内容から協議により変更することも可能であるという理解でよろしいでしょうか。	前年度の改築実施基本協定前に提案書類のコスト縮減策を反映し公的歩掛表に準じて工事の予算用積算(概算)を行い、工事費内訳書を作成するとともに、設計図書として委託者に提出し承認を得ることとし、次年度の更新実施前に実施工事積算を提出し承認を得る手続きで想定しています。
148	要求水準書	42	第9章	9.2.1	工事監督業務について、「水道法施行令第5条及び下水道法施行令第15条の資格を有する者を監督員として配置すること」とありますが、監督員はSPCに籍を置く者に限定されないという理解でよいでしょうか。また、その場合において、個人の役割が重複していなければ、工事請負企業と同一企業に属する者を配置しても問題ないでしょうか。	監督員は、資格を有する者をSPCに籍を置く者、または、協力企業での監督員を想定しています。工事請負企業と同一企業に属する者の配置は、想定していません。
149	要求水準書	42	第9章	9.2.1	「事業体の構成企業又は協力企業のいずれかの企業が」とありますが、ここでいう「事業体」とは受託者のことでしょうか。	ご認識のとおりです。
150	要求水準書	42	第9章	9.2.1	工事に係る責任者とは、工事請負者側の責任者(監理技術者、主任技術者等)のことでしょうか。	ご認識のとおりです。

151	要求水準書	43	第9章	9.3.2	水道については国費を充当されていないものと認識しておりますが、その場合には処分制限期間は考慮不要という理解でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。
152	要求水準書	43	第9章	9.5.1	躯体の補強が必要となった場合には、当該費用については契約変更の対象となるという理解でよいでしょうか。	更新計画の中で改築が必要な施設が生じた場合は、耐震診断及び耐震設計を実施する想定です。よって契約変更の想定はしていません。
153	要求水準書	44	第9章	9.5.1	次項(3)にも竣工図書という言葉が出てきますが、竣工とは工事が完成することを意味するため、着手段階で作成する図書として適切ではないと考えられます。9.5.2で求める完成図書との違い、また設計図書との違いを明確化していただきたくお願いします。	要求水準書を修正いたします。
154	要求水準書	44	第9章	9.5.1	提出部数については任意ということでしょうか。	書面及びデータを一部とします。
155	要求水準書	45	第9章	9.5.2	「設計図書の仕様書にて定める」とありますが、こちらは設計図書で合っていますでしょうか。文脈としては「竣工図書」のことを指しているようにも読み取れます。図書類の定義と位置付けの明確化と整合を図っていただきたくお願いします。	設計図書で合っております。
156	要求水準書	46	第9章	9.5.2	「設計図書を満足することを確認」とありますが、こちらは設計図書で合っていますでしょうか。文脈としては「竣工図書」のことを指しているようにも読み取れます。図書類の定義と位置付けの明確化と整合を図っていただきたくお願いします。	設計図書で合っております。
157	要求水準書	46	第9章	9.5.2	「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」とありますが、この表は何に定められているのでしょうか。出典の記載をお願いします。	熊本県請負工事成績評定要領に定められております。
158	要求水準書	46	第9章	9.6.1	現時点で活用を想定している交付金はございますでしょうか。	社会資本整備総合交付金です。
159	要求水準書	48	第10章	10.4.1	「現行体制を維持するものとする」とありますが、現行体制について詳しくご提示ください。	移行期間についての章での「現行体制」の質問をいただいておりますが、移行期間とは、基本協定締結日の翌日から令和9年3月31日をいい、移行期間中は令和8年度の現行体制を維持するものとしています。しかしながら、上下水道局は市職員の兼務ですので、天災等や市の機構改革等により体制が変更となる場合もあります。
160	要求水準書	49	第10章	10.4.3	「施設管理経費」について、契約書のどこに定められているのか明示をお願いします。 (そのような経費区分が定められていないように見受けられます)	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。その上で、該当箇所は初年度の維持管理業務に対して移行期間が延長となった場合の支払い方法を想定しておりますので、要求水準書の内容を訂正し対応いたします。
161	要求水準書	50	第11章	11.1	「受託者は、業務日報を作成し、本件施設に備えるとともに、委託者から求めがあった場合に提出するものとする。」とありますが、「第2章 事業期間を通じて委託者が受託者に委託する業務」全てが対象でしょうか。業務日報を作成する業務の対象も双方協議により、決定すると考えて宜しいでしょうか。	業務日報はすべての業務を対象にしています。しかしながら、業務日報の形態や記述内容については業務ごとに協議いたします。
162	要求水準書	55	第12章	12.3.3	(1) 水道施設の要求水準未達及び(2) 下水道施設の要求水準未達ともに「当該事業年度の施設管理経費」とありますが、施設管理経費に該当する具体的な費用をご教示ください。	(1) 及び(2)において要求水準書未達の場合として記述業務を内包した事業費のことを指します。

163	要求水準書	60	第15章	「契約時に見積もった維持管理費に対して、受託者の企業努力や新技術導入に基づく、コスト縮減が認められた部分をプロフィットシェアの対象とし、コスト縮減分をシェアする。」とありますが、『下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版』（令和8年4月 国土交通省）にもあるとおり、「事業期間中に受託者が追加的な提案をし、管理者が承諾することで、民間事業者等の入札・公募時の提案も含め契約時に約束された計画や手法等の変更が発生することで発動する。」との理解であり、業務委託契約書（案）の業務改善提案（第18条）及び要求水準書等の変更等（第19条）を経たコスト縮減分がシェアの対象となるという認識でよろしいでしょうか。	プロフィットシェアについては、次のとおり変更します。 （変更前）契約時に見積もった維持管理費に対して、受託者の企業努力や新技術導入に基づく、コスト縮減が認められた部分をプロフィットシェアの対象とし、コスト縮減分をシェアする。 （変更後）事業期間中において、受託者からの新技術等の導入提案により維持管理費等に関するコスト縮減が認められた部分をプロフィットシェアの対象とし、コスト縮減分をシェアする。
164	要求水準書	62、66	別表1、別表5	施設ごと電力の過去実績は提示してもらえますでしょうか。（5年間分の使用量と料金）	資料閲覧の際に開示いたします。
165	要求水準書	62、66	別表1、別表5	施設ごと電力の過去実績（5年間分の使用量と料金）の中で、公共下水道のMP電力と流域関連のMP電力は分けて提示してもらえますでしょうか。	資料閲覧の際に開示いたします。
166	要求水準書	62、66	別表1、別表5	施設ごと薬品使用の過去実績は提示してもらえますでしょうか。（5年間分の入荷量と費用）	資料閲覧の際に開示いたします。
167	要求水準書	62、66	別表1、別表5	施設ごと燃料の過去実績は提示してもらえますでしょうか。（5年間分の入荷量と費用）	資料閲覧の際に開示いたします。
168	要求水準書	62、66	別表1、別表5	施設ごと通信費の過去実績は提示してもらえますでしょうか。（5年間分の契約金額）	資料閲覧の際に開示いたします。
169	要求水準書	62、66	別表2、別表5	施設ごと廃棄物運搬処分過去実績は提示してもらえますでしょうか。（5年間分の契約金額）	資料閲覧の際に開示いたします。
170	要求水準書	62、66	別表2、別表5	消耗品の購入過去実績は提示してもらえますでしょうか。（5年間分）	資料閲覧の際に開示いたします。
171	要求水準書	65		責任分担において、管きよの堆積、閉塞、漏水などの責任が受託者側にありますが、事業開始当初からの責任分担は受託者のみという考え方になりますでしょうか。事業開始当初は施設状況が把握できていないため考慮頂きたい。	責任の分担は要求水準書のとおりとしますが、個別具体的な案件についてはその事象の発生状況、経過、対応等を踏まえて協議します。
172	要求水準書	66	別表5	施設ごと水道料金の過去使用量と料金は提示してもらえますでしょうか。（5年間分）	資料閲覧の際に開示いたします。
173	要求水準書	66	別表5	水道施設の法定水質検査実績を提示してもらえますでしょうか。（過去実績5年間分）	資料閲覧の際に開示いたします。
174	要求水準書	66	別表5	浄水管理センターの法定水質検査実績を提示してもらえますでしょうか。（過去実績5年間分）下水、水道	資料閲覧の際に開示いたします。
175	要求水準書	66	別表5	高圧受変電設備の法定点検実績を提示してもらえますでしょうか。（過去実績5年間分）下水、水道	資料閲覧の際に開示いたします。
176	要求水準書	66	別表5	消防設備設備の法定点検実績を提示してもらえますでしょうか。（過去実績5年間分）下水、水道、農集	資料閲覧の際に開示いたします。
177	要求水準書	67	別表5	廃棄物管理における沈砂・しき、脱水ケーキ、汚泥の処分費と運搬費及び廃棄物の運搬・処分に係る事務管理費が受託者負担で載っておりますが、ここに記載されております汚泥とは何を意味しているのでしょうか。	下水処理過程で発生する有機物を含んだ汚泥のことです。
178	要求水準書	74	別紙3	2026年4月1日からPFAS（PFOS及びPFOA）が水質基準項目となっております。これまでにPFAS（PFOS及びPFOA）の検査結果があればご提供をお願いします。	資料閲覧の際に開示いたします。

179	要求水準書	77	別表11	表中の項目部分の記載がつぶれており、鮮明に読み取ることができません（例えば下から2段目は「融通後水量」かと思われませんが読み取れません）。 明瞭化をお願いします。	融通後水量になります。
180	要求水準書	81	別表17	システム利用は貸与となっていますが、PCの貸与との認識でよろしいでしょうか。 また、その場合はお客様窓口での使用を含む貸与可能な台数をご教示ください。 お客さま窓口用（納付書の発行等に使用）のプリンターも貸与との認識でよろしいでしょうか。	PCの貸与を想定しています。その場合、お客様窓口での使用を含む現行の貸与PCは8台を想定していますが、詳細については基本協定締結後に協議させていただきます。納付書発行用については、同表記載の複合機を想定しております。
181	要求水準書	86～90	別表22-26	「第4水源（ダム）取水ポンプ設備」とありますが、場所的には石打ダムと三角浄水場とのどちらでしょうか。石打ダムよりの取水は、バルブ開閉のみで自然流下ではないでしょうか。	照査の上お示しします。
182	要求水準書	87～99	別表23-36、37	二つの施設にろ過設備があるように記載されていますが。浄水処理施設があるのでしょうか。	要求水準書を修正いたします。
183	要求水準書	92	別表28	小田良接合槽が二つありますが表記間違いでしょうか。	要求水準書を修正いたします。
184	要求水準書	128	別表50	別表50「松橋不知火浄水管理センター改築計画」において、令和7年度（2025年）までに改築完了予定と整理されている施設が存在します。 一方で、本事業の事業期間は令和9年（2027年）4月1日からとされています。 また、改築計画については事前に年度計画が示されているものの、事業開始前後での業務範囲の整理が明確ではありません。 上記を踏まえ、 ① 事業開始以前に完了済又は完了予定の改築業務については、本事業の対象外として整理してよいか ② 2027年度に跨る業務について、本事業における対象範囲（設計・施工・監理等）はどのように整理されるか ご教示ください。	令和9年度に過年度に作成したストックマネジメント計画を参考に新たなストックマネジメント計画の作成を行います。 別表50を修正してお示しいたします。
185	要求水準書	128	別表50	要求水準書において、受託者は改築実施設計業務を担い、その成果について責任を負うものと理解しております。 一方で、既存施設については過年度に実施された設計成果が存在する可能性があり、本事業での設計業務との関係が明確ではありません。 上記を踏まえ、本事業での設計成果の適合性については受託者が責任を負うこととなると理解しているため、 ① 過年度設計成果の流用可否 ② 当該成果を流用した場合の契約不適合責任の範囲 ③ 見直しが必要となる場合の費用負担及び役割分担 についてご教示ください。	①過年度に実施された設計成果については、参考資料として提供します。受託者は、本事業における設計条件・基準・要求性能との整合について、図書上での確認（検証）を行うものとします。 ②過年度成果の不具合に起因して本事業の履行に支障が生じるおそれがある場合、受託者は直ちに市に報告し、対応を協議するものとします。なお、受託者が市との協議・合意を経ずに過年度成果をそのまま適用したこと起因する不具合については、市及び過年度業務受注者は責任を負わないものとします。 ③過年度の設計成果の「具体的な修正・見直し業務」は本事業の初期の業務範囲には含まれていないため、①の検証の結果、見直しの必要性が生じた場合は、内容及び費用について協議のうえ対応します。
186	要求水準書	128	別表50	要求水準書では、施設更新計画の策定にあたり、老朽化や耐震性を考慮し、健全度評価及び更新優先順位の設定を行うことが求められています。 一方で、既存施設の中には、耐震性能に関する評価が十分に整理されていない場合も想定されます。 上記を踏まえ、 ① 当該施設については、本事業において受託者が耐震診断又はそれに準ずる評価を実施する前提と理解してよいか ② その場合の業務範囲（例：線形・非線形診断の要否） についてご教示ください。	①過年度に実施された耐震診断を参考資料として提供します。受託者は、本事業における設計条件・基準・要求性能との整合を確認するため、既存資料に基づく一次的な検証（簡易な診断・評価等）を本事業の業務範囲として実施するものとします。 ②①の検証の結果、本格的な診断の見直しや詳細診断（非線形解析）が必要となった場合については、本事業の業務範囲外とし、対象施設の重要度や必要性に応じて限定的に実施することとします。その際の内容及び費用については、市と協議のうえ対応します。

187	要求水準書	128	別表50		要求水準書では、施設の健全度や重要度に応じて更新優先順位を設定することが求められています。 一方で、別表50においては改築年度があらかじめ提示されています。 上記を踏まえ、 ① 施設の状態評価結果に応じて、改築優先順位及び年度計画を受託者提案により見直すことは可能か ② 見直しを行う場合の条件（承認手続、制約条件等）についてご教示ください。	①見直しは可能と考えます。令和9年度に初回の見直しを実施することを想定しています。 ②年度予算も考慮しながら、委託者と受託者が協議のうえ決定します。
188	要求水準書	128	別表50		要求水準書では、設計において耐震性を考慮することが求められていますが、具体的な設計レベル（例：レベル1地震動、レベル2地震動等）は明示されていません。 本事業において想定される耐震設計の基準（適用指針、目標性能レベル等）について、ご教示ください。	1. 適用指針について耐震設計にあたっては、原則として「下水道耐震設計指針（公益社団法人日本下水道協会）」に準拠するものとします。 2. 目標性能レベルおよび対象地震動について各施設の特性や重要度（基幹施設、代替性の有無等）に応じて、以下の通り段階的な目標性能を設定します。 3. 応募段階における積算上の取扱い本応募段階における見積（積算）にあたっては、条件を統一するため、「原則としてレベル2地震動への対応を基本」とし、各指針に定める標準的な耐震化を想定して算定してください。
189	要求水準書	20	第4章	4.4.1	ユーティリティ管理に電力、薬品類、燃料、通信及び消耗品等とあります。【様式4-5】見積内訳書にユーティリティ費を積み上げるために必要なものを全てご教示ください。	資料閲覧の際に開示いたします。
190	要求水準書	31	第6章	6.4.3	6.4.3修繕及び環境整備業務（4）環境整備において、計画的な除草、清掃等を行いますが想定費用の75万円の中から高良雨水ポンプ場で発生したごみの処分費用を捻出しなければならぬのでしょうか。それともごみの処分費用については別で費用を計上してもよろしいのでしょうか。	通常発生するごみについては、委託費の中でご対応ください。高良雨水ポンプ場で発生したごみについても費用の捻出をお願いします。豪雨等で流出したごみなどは別途費用を支払います。
191	要求水準書	66	別表5	(1/2)	経費に関する負担に浄水管理センター等の法定水質検査費用（下水）とありますが、八代北部流域関連公共下水道の法定水質検査業務は入っていますでしょうか。	含みます。
192	要求水準書	66	別表5	(1/2)	保安管理に含まれるすべての業務をご教示ください。	要求水準書を修正いたします。
193	要求水準書	66	別表5	(1/2)	浄水管理センター等の機械警備とありますが、機械警備とは何かご教示ください。	要求水準書を修正いたします。
194	要求水準書	66、69	別表5	(1/2)	P66においては農集の消防設備費用を負担することありますが、P69においては農集の消防設備点検が業務に含まれておりません。農集の消防設備点検は業務内に入っていますでしょうか。	要求水準書を修正いたします。
195	要求水準書	69	別表6	(3/4)	業務分担で本件施設の電気保安管理業務（水道、下水）とありますが、水道施設における対象施設を全てご教示ください。	資料閲覧の際に開示いたします。
196	要求水準書	69	別表6	(3/4)	水槽、その他タンク・槽類の点検の実施とありますが想定している施設（水道、下水道）を全てご教示ください。また、過去の点検周期実績も併せてご教示ください。	資料閲覧の際に開示いたします。
197	要求水準書	69	別表6	(3/4)	業務分担で年2回の施設植栽の剪定、草刈（水道、下水）とありますが、想定している施設（水道、下水道）を全てご教示ください。 例：〇〇配水池	水道については、三角浄水場とします。 下水道については、松橋不知火浄水管理センターとします。
198	要求水準書	69	別表6	(3/4)	業務分担で施設の衛生管理の実施（水道、下水）とありますが、水道施設における対象施設を全てご教示ください。	水道については、三角浄水場とします。
199	要求水準書	69	別表6	(3/4)	業務分担に法定点検・検査及び自主点検・検査とありますが、貴市が想定している水道施設・下水道施設・農業集落排水処理施設・雨水ポンプ施設における法定点検・検査及び自主点検・検査の範囲をご教示ください。	資料閲覧の際に開示いたします。

200	要求水準書	70	別表6	(4/4)	施設見学の対応（水道）とありますが、下水も対象との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
201	要求水準書	60	第15章		『契約時に見積もった維持管理費に対して、受託者の企業努力や新技術導入に基づく、コスト縮減が認められた部分をプロフィットシェアの対象とし、コスト縮減分をシェアする。』と記載されています。維持管理費を含めた全体事業費削減のために、設備の更新や新設（資本的支出）をご提案することも考えられます。ライフサイクル全体での総コスト縮減が認められる場合には、その効果をプロフィットシェアの対象として評価することは想定されていますでしょうか。	プロフィットシェアについては、次のとおり変更します。 （変更前）契約時に見積もった維持管理費に対して、受託者の企業努力や新技術導入に基づく、コスト縮減が認められた部分をプロフィットシェアの対象とし、コスト縮減分をシェアする。  （変更後）事業期間中において、受託者からの新技術等の導入提案により維持管理費等に関するコスト縮減が認められた部分をプロフィットシェアの対象とし、コスト縮減分をシェアする。
202	要求水準書	P64、65	別紙2	別表4	「原水及び水道用水供給水の量・質に異常が生じた場合」につきましては委託者側が責任を負担することとなっております。原水水質においてPFAS/PFOAが基準値を超えた場合についても、委託者が責任を負担するという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
203	要求水準書	41	第9章	9.1	改築工事業務の提案において、提案書の中で具体的な更新対象設備や実施内容を提示する必要があるでしょうか。仮に具体的な対象を提示しない場合、提案限度額いっぱい（100%）で質の高い管理・提案を行う応募者と、予算を抑えた（80%など）提案を行う応募者のどちらを優位とみなすのか、価格評価と技術提案評価（改築の効率性等）の相関関係について市の考え方をご教示ください。	水道事業資本的支出については、上限額で提案するよう事業者選定基準を変更いたします。また、最低制限価格を見直します。 本業務の評価点は、「業務提案評価点」と「価格評価点」を8：2の割合の点数配分としております。加えて、収益的支出と資本的支出の価格評価点を8：2としております。 本業務では価格評価を提案いただきながら、より点数配分割合が高い業務提案について確認をさせていただきたいと考え、このような点数配分としております。
204	要求水準書	33	第7章	7.2	「量水器の新規購入と検定満期メーターの取り付け～」とありますが、量水器購入費用は4条予算、交換費用は3条予算との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
205	要求水準書	42	第9章	9.2	改築費用に関する基本的事項にて、『委託者は、本事業における改築に係る費用について、改築実施基本協定に定める金額を受託者に対し、事業年度毎に支払うこととする。なお、前払い及び部分払いについては、「宇城市公共工事中間前金払取扱要綱」によるものとする』とありますが、本要綱は中間前金払に係る内容であり、「公共工事の前払金保証事業に関する法律」等、前金払に関連する法令の趣旨と異なります。 工事業務に関し、貴市では、「宇城市公共工事請負契約約款」があり、本約款第35条では、「請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。」とされています。  本委託の改築工事業務についても上記工事請負契約約款が適用されるとの認識でよろしいでしょうか。	本事業における改築費用に関する前払い等の取り扱いについて、ご指摘の重要性を認識しております。本事業は「工事請負契約」ではなく「業務委託契約」の形態をとるため、「宇城市公共工事請負契約約款」そのものは直接適用されません。しかしながら、事業期間中における受託者様の資金調達（キャッシュフロー）の円滑化や、工事関連法令の趣旨に鑑み、改築工事に係る費用についても工事請負契約に準じた「当初前払金（4割相当額）」および「中間前払金」の支払いが可能となるよう、改築実施基本協定等において独自の支払条項を明記する方向で現在調整を行っております。
206	要求水準書、業務委託契約書（案）	54 12	第12章 第40条	3.3	委託料の減額に関する要求水準書12.3.3.(1)および(2)記載の委託料減額と、業務委託契約書案第40条1項の記載内容に相違があります。減額対象となる要求水準項目や減額となる委託料の計算式が明確に示されている要求水準記書の記載を正とする理解でよろしいでしょうか。	契約書（案）については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書（案）の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
207	要求水準書	37	8	2	『管路施設の改築時期は令和19年以降となるため…』と記載がありますが、『令和19年』とされているお考えをご教示ください。	国（国土交通省）のガイドライン等に基づき、「適切に維持管理を行えば問題なく使用できる期間」として用いる基準は「50年」です。 本市の下水道は昭和61年から供用開始しており、供用開始から50年を経過することから令和19年からの改築を想定しています。

208	要求水準書	127	別紙10 改築実 施設計 想定数 量(参 考値)		「別表49 改築実施設計数量(参考値)」に設計延長(km)や改築必要割合の記載がありますが、どの年度時点での想定でしょうか。また想定割合の考え方に関してご教示ください。(考え方として標準耐用年数や目標耐用年数(標準×〇倍)などが想定できると推測します。)	延長の記載は令和7年度末の時点での想定になります。想定割合は目標耐用年数(標準×1.5)を想定していますが、実際の設計数量は、各種計画策定業務後に委託者と受託者が協議し双方合意のうえ決定した数量とします。
209	要求水準書	81	別表17 業務実 施環境		給排水受付の窓口の設置箇所について、料金窓口と併設との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
210	要求水準書	80	別表1 6業 務規模		下水道検針6,770件とありますが、定例検針は検針員が行っているとの認識でよろしいでしょうか。	水道検針員との兼務又は、下水道のみの検針員が実施しています。不知火町の一部地域等は本市とは別の給水事業者が給水しているため、そちらの検針員が検針した水量を使用しています。
211	要求水準書	16	4	1	下水道管路調査に関して、実施予定数量の記載がありませんが、貴市の下水道統計を確認したところ、2020-2022年には毎年2.3~2.4km程度の管路調査を実施されていると想定します。PSCはこの実施数量に基づき積算されたという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
212	要求水準書	39	8	3	「R4_宇城市下水道管路施設等修繕・改築計画策定業務」P101によると、計画対象延長8,672.79mに対し、対策必要延長(緊急度Ⅰ及びⅡ)1,478.05mと記載がありました。事業開始時点での対策実施状況を確認させてください。	現時点では未実施です。
213	要求水準書	8	2	6	計画策定支援業務という項目ですが、(3)については「上下水道事業BCPの策定」と記載があります。事業開始時点において、貴市では、水道事業及び下水道事業ともに、BCPは未策定という認識でよろしいでしょうか。	BCPについては、下水道事業のみ策定済みで、水道事業は未策定です。
214	要求水準書	21	4	4	貴市ホームページに記載の内容(例:「道路の異常を見つけたら御連絡ください」における道路陥没など)から電話など他の方法によっても通報が事業期間中にも貴市に入ると想定しています。これらの情報はいったん貴市が通報を受けて、貴市にて現地確認し上下水道起因の通報のみに整理された後、事業者へ提供されと考えておりますが、この理解で正しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
215	要求水準書	8	2	6	「2.6.3計画策定支援業務」は支援業務とありますが、(3)上下水道事業BCPの策定は「支援」なしの策定との記載があります。一方で「8.4計画策定支援業務」では「水道ビジョン、上下水道BCP等の中長期計画について、変更があった場合に適宜更新支援を行うこと。」とあります。以上の記載より、受託者は、上下水道BCPについても、水道ビジョンと同様、「策定支援業務」を行うという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。記載内容を統一してお示しします。
216	要求水準書		第3章 第4章 第6章		維持管理費の精算および提案価格算出のため、以下項目の過去3年分実績データをご開示をお願い致します。 ・電力(使用量、最大需要、料金、契約内容) ・薬品(使用量、購入単価、調達ロット) ・燃料・ガス(年間消費量、購入単価) ・汚泥・廃棄物(発生・搬出量、処理・運搬費用) ・通信費・場内水道(月額実績)	資料閲覧の際に開示いたします。
217	要求水準書		第3章 第4章 第5章 第6章		保守点検・修繕費の積算およびリスク評価のため、以下項目の過去3年分実績データの開示を依頼します。 ・法定・専門点検実績:受変電、消防、特殊機械等の外部委託内容および費用実績 ・衛生・環境整備実績:水槽清掃、植栽管理等の頻度、面積、および費用実績	資料閲覧の際に開示いたします。

218	要求水準書	62, 63			水質試験用機器（分析機材）は貴市保有品を貸与いただけるかの理解でよろしいでしょうか。不足分の調達を検討するため、既存の機器リスト（メーカー、型番、導入年度、メーカー一点検の有無等）の開示をお願いします。	資料閲覧の際に開示いたします。
219	要求水準書	62, 63			10年間の事業期間における貸与機器の経年劣化に伴う故障・更新時の費用負担について、受託者と委託者の責任区分（金額基準等）をお示してください。	貸与機器については、善管注意義務を以て使用いただいた上での経年劣化に伴う故障・更新時の費用負担については、委託者の責を認識しております。
220	要求水準書	27	第5章	5.3.8	・農集排はアドバイザー業務しかしな一方、業務範囲には修繕業務が入っています。この場合、運転管理起因の故障等の修繕対応をSPCが実施する場合、またはその逆におけるリスク分担の市としての考え方をご教示下さい。	運転管理起因の故障の場合、責任者は市となります。SPCが事前に現場の問題点を把握しており、指導・助言を行うべきだったにもかかわらずそれを怠った場合はSPCの責任とします。
221	要求水準書	11	第3章	3	第3章3. 1. 5(3)に示される資格者について、同一従業員が複数資格を保有する場合、その従業員1名の配置で要件を満たすと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
222	要求水準書	19	第4章	4	第4章4. 4. 1(1)ウで「降雨前の現場手動運転の判断」が規定されていますが、以下を明確にしてくださいでしょうか。  「降雨前の現場手動運転の判断」は委託者が行うと理解しておりますが、その判断基準について教えて頂けないでしょうか。また、流入ゲート遮断の判断基準となる降雨量・降雨強度・流入水量の具体的な数値はございますでしょうか。	1時間降雨量が20ミリメートルを超える予報が発表された場合を想定しています。
223	要求水準書	71	別紙7		流入ゲート遮断により処理できない下水が発生した場合、不可抗力に該当するという理解でよろしいか確認させてください。	ご認識のとおりです。ただし、ゲートを遮断した原因が、受託者の日頃の管理不足やオペレーションミスに起因する場合は、受託者の責任とします。
224	要求水準書	60	第15章		「契約時に見積もった維持管理費に対して、受託者の企業努力や新技術導入に基づく、コスト縮減が認められた部分をプロフィットシェアの対象とし、コスト縮減分をシェアする」と記載がありますが、「下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版」P19によると、「レベル3.5の要件④プロフィットシェアの趣旨は、事業開始後もライフサイクルコスト(LCC)縮減の提案を促進すること」と記載があることから、「維持管理費」のみでは、ライフサイクルコストの削減が不可能です。ウォーターPPPの4要件に合致させるためにも「契約時に見積もった維持管理費に対して、」は99_削除が好ましいと考えます。	内容を検討いたします。
225	要求水準書	15	第3章	3	(4)環境整備 業務対象施設の敷地内において、計画的な除草、清掃等を行い、周辺環境の美化に配慮すること。対象施設の建屋の清掃及び消防設備の点検を行うこと。現状の実績としては、「週3日×52週」で実施しているとありますことから、2027/3/31までにすべて完了し不適切な残存物等は無きものと理解しております。しかしながら、状況により残っている場合は、貴市の責において撤去や整理をしていただけないかと解釈してよろしいでしょうか。また、本要求は、植樹帯の管理について明記されておりましたが、含まないとの理解してよろしいでしょうか。	原則不要な残存物等は残さないものと考えますが、除草については、年間を通して実施するため4月の事業開始時にも草は伸び続けます。従って、事業開始前に年間を通して実施していたものを年度が替わり引き続き実施していただくという認識かと存じます。植樹帯の管理についても対象としています。
226	要求水準書	22	第4章	4	(4)環境整備 各処理場及びポンプ場等の敷地内において、計画的な除草、清掃等を行い、周辺環境の美化に配慮することとありますが、2027/3/31までに前年度作業は、すべて完了し不適切な残存物等は無きものと理解しております。しかしながら、状況により残っている場合は、市の責において撤去や整理をしていただけないかと解釈してよろしいでしょうか。また、本要求は、植樹帯の管理について明記されておりましたが、含まないとの理解してよろしいでしょうか。	原則不要な残存物等は残さないものと考えますが、除草については、年間を通して実施するため4月の事業開始時にも草は伸び続けます。従って、事業開始前に年間を通して実施していたものを年度が替わり引き続き実施していただくという認識かと存じます。植樹帯の管理についても対象としています。

227	要求水準書	22	第4章	4	(2) 重大な不備を認めた場合は、「小川町マンホールポンプ場維持管理運転業務委託」の受託者が作成した是正報告書を委託者へ提出することとありますが、当該報告書をWPPP事業者が貴市へ提出するとの事でしょうか。或いは、WPPP事業者が作成する是正報告書について、宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託事業者によりアドバイスを受けたものを小川町マンホールポンプ場受託者が貴市へ報告するという理解でよろしいでしょうか。	ご質問の后者「本包括業務委託の受託者（WPPP事業者）からアドバイス（指導・助言）を受けた『小川町マンホールポンプ場維持管理運転業務委託』の受託者が、自らは是正報告書を作成し、本市へ提出する」という理解が正しく、本市の想定通りです。
228	要求水準書	10	第3章	3	本章は、水道施設及び簡易水道施設の適切な維持管理により、事業期間を通じて本要求水準書が定める水質、水量等の基準を満たすとともに、施設の健全な状態を維持することを目的とするとありますが、2027/4/1時点で健全な状態に無いものについては、貴市と改めて現状の認識と責任分界について協議合意形成の場を頂けると理解してよろしいでしょうか。なお、下水道施設においても同様の認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
229	要求水準書				協議は、webによる方法も認められますか。準備期間、事業期間を通じて、多くの協議が発生する可能性があると考えております。	オンラインでの協議も想定しております。
230	要求水準書	2	1	4	「水道事業、下水道事業の管路施設、農業集落排水事業については、更新計画の策定及び実施設計を行い、その後施設【更新業務】を実施することとする。」とのことですが、更新業務とは、1.4(7)に記載の改築工事業務を指していますでしょうか。	ご認識のとおりです。
231	要求水準書	2	1	4	表1-1では、水道の更新計画策定は令和9～10年度とあります。一方で、P.36の表8-1では、令和8年度に委託者にて更新計画原案策定、令和9年度以降は毎年見直すようになっていきます。表1-1で令和9～10年度の2年間で示されておりますが、その理由をご教示ください。	修正して改めてお示しします。
232	要求水準書	2	1	4	基本協定締結後に締結する更新実施基本協定（案）は公表されるのでしょうか。	概要版としてお示しする予定です。
233	要求水準書	2	1	4	表1-1の更新スケジュールにおいて、水道は上水道と簡易水道それぞれの事業配分等がございますでしょうか。	現時点で上水、簡易水道間の配分を想定しているものではありません。また、令和9年度以降、全簡易水道事業は上水道事業と統合予定になります。
234	要求水準書	3	1	5	本事業契約書は本業務契約書ではないでしょうか。	修正して改めてお示しします。
235	要求水準書	9	2	7	「2.7.1 改築計画業務」において、保守点検記録および健全度診断結果に基づき、更新計画やストックマネジメント計画への提案を求める旨の記載があります。しかしながら、当該プロセスは「2.6.1 施設更新計画作成に関する業務」において行われる事項であり、これと別個に「2.7 改築工事業務」の枠組みの中で重ねて求めることに違和感を覚えます。「2.7.1 改築計画業務」は99_削除し、2.6.1に内包されるものとして整理をお願いします。	保守点検記録等に基づく更新計画への提案プロセスは「2.6.1 施設更新計画作成に関する業務」と重複しているため、業務の効率化の観点から要求水準書を整理します。つきましては、「2.7.1 改築計画業務」の項目を削除し、当該業務において求めていた提案やデータ活用については、「2.6.1 施設更新計画作成に関する業務」に内包されるものとして整理・統合いたします。
236	要求水準書	10	3	1	表3-1 水道施設のその他関連施設について具体的に提示願います。	不知火水道管理センター及び小川レポートなど監視、通信設備を設置している施設を想定しております。
237	要求水準書	11	3	1	本事業は包括委託であり、第三者委託ではないと理解しております。その場合、水道法に基づく水道技術管理者の配置は不要という理解でよろしいでしょうか。	本業務は水道事業における官民連携に関する手引きVI-28 3)にあるとおり従来型業務委託の法律上の位置づけと同じものを想定しております。従って、第三者委託ではなく、水道法に基づく法的責任を帯びた配置ではありませんが、事業者が担う維持管理・更新業務を監督・監理する役割として配置を求めるものです。
238	要求水準書	11	3	2	「水需要予測に基づき」とありますが、この水需要予測は別途申請予定の認可申請書で示された水需要予測という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

239	要求水準書	11	3	2	水需要予測に基づきとのことですが、水需要予測の提示をお願いします。	完成次第お示しします。
240	要求水準書	12	3	2	浄水量・送水量について、安定した水量と水圧を確保と記載がありますが、具体的な計画一日最大給水量、計画一日平均給水量、必要水圧の提示をお願いします。	資料閲覧の際に開示いたします。
241	要求水準書	12	3	2	原水濁度変動時など水質変化が予測される場合との記載がありますが、基準となる平均的な原水水質値をご提示願います。	三角浄水場(井戸1. 2. 3. 4. 5. 6. 7号)：原水濁度0.1未満 小川浄水場(第3水源地)：原水濁度0.1未満
242	要求水準書	14	3	4	浄水処理工程から発生する廃棄物の諸元についてご教示願います。	現在、ダム水の取水を行っていないことから通常の浄水処理工程にて浄水汚泥は発生していません。
243	要求水準書	22	4	5	マンホールポンプなどの運転管理状況は、全施設を一律に月1回以上と現地確認を求めるのではなく、性能発注の原則にもとづき、受託者が状況に応じて手法や頻度は独自に判断できるとの理解でよろしいでしょうか。(遠隔監視装置の設置など)	ご認識のとおりです。
244	要求水準書	28	第6章		「下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン 第3.0版【コンセッション方式】 令和8年4月」のp137には「性能規定に基づく発注が原則のPFI事業であっても、雨水に関する業務の要求水準を定めるにあたっては、運転操作要領等を定めるなどの仕様発注に準じたものとし、運営権者の責任範囲を明確にすることが必要である。」旨が解説されております。 本業務においても、要求水準および維持管理計画書に基づき業務を遂行する「仕様発注」と理解しております。雨水ポンプ場における浸水・溢水等のリスクについては、事業者が善管注意義務を果たし、定められた仕様(点検・運転操作等)を履行している限りにおいて、施設の老朽化や予期せぬ機器故障に起因するものを含め、万一浸水被害等が発生した場合の損害賠償責任および復旧費用は、すべて貴市が負担するものと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
245	要求水準書	36	8	1	「本省」におけるは「本章」ではないでしょうか。	修正いたします。
246	要求水準書	36	8	1	要求水準書8.1.3には、「建築設計を含む場合は、建築基準法に基づく資格を有する者に行わせること」との記載があります。この点について、管理技術者・照査技術者とは別に、「建築設計を担当する者として、建築基準法に基づく資格を有する技術者を配置する必要がある。」という趣旨であると理解しておりますが相違ないかご教示ください。	ご認識のとおりです。
247	要求水準書	36	8	1	要求水準書8.1.3には、「建築設計を含む場合は、建築基準法に基づく資格を有する者に行わせること」と記載されています。この記載が指す「建築設計」とは、8.1.2に列挙されている業務内容のうち、どの業務を対象として想定されているのか 具体的にご教示いただけますでしょうか。例) 浄水場・処理場等における建築構造物の新築・増築・改修・耐震補強等に係る設計	本要求水準書における「建築設計」とは、ご推測の通り「浄水場、処理場(浄化センター)、ポンプ場、管理棟等の敷地内における、建築基準法の適用を受ける『建築物』の新築・増築・改築・大規模の修繕等に係る設計業務」を対象として想定しています。
248	要求水準書	36	8	2	令和9年度から18年度の水道施設更新計画は、「委託者が令和8年度に原案を作成」とあり、令和9年度以降、毎年、この更新計画(原案)を見直すとなります。その一方で、「更新計画にあたってはタイプ4Dの算定を行い、基礎資料を作成すること」とあります。令和8年度に委託者において作成される、ベースとなる更新計画原案はタイプ4Dで作成されるという理解でよろしいでしょうか。	令和8年度にお渡しできる更新計画は、標準型タイプ3程度になります。
249	要求水準書	37	8	2	令和19年度～28年度の更新計画作成の補助に関しては、更新需要算定(タイプ4)の補助のみであり、財政面の補助は不要との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書を修正いたします。

250	要求水準書	37	8	2	更新計画の作成に当たっては、「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」は今年度改定版が公表されています。最新版を参考とする認識でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。
251	要求水準書	37	8	2	下水道ストックマネジメント計画策定は水道施設更新計画作成補助業務のような次期事業の作成補助は不要という認識でよいでしょうか。 管路施設のみ処理場・ポンプ場施設の令和14年度～令和18年度のストックマネジメント計画に合わせて令和19年度以降の計画を策定するという認識でしょうか。	前段については、令和9年度に処理場のストックマネジメント計画の策定を想定しています。 後段については、ご認識のとおりです。 要求水準書を修正予定です。 他事業との関連、財政状況から変更になる場合があります。
252	要求水準書	39	8	2	「(オ)一括設計審査（全体設計）申請書」とはどのようなものでしょうか。	国の一括審査を受けるための申請書です。 ・申請書（国への申請書） ・全体計画説明書（内容は以下のとおり） 事業の必要性の説明 事業計画 総事業費の算定根拠 国費削減効果 ・図面等 を想定しています。
253	要求水準書	40	8	3	最後の文章で、委託者は書類作成及び手続等協力すること。とありますが、受託者の間違いではないでしょうか。	修正いたします。
254	要求水準書	40	8	3	公的歩掛表に準じて工事の積算を行い、工事費内訳書の作成に当たり、県・市などの非公表歩掛、市所有の単価等は提供いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
255	要求水準書	40	8	3	県・市などの非公表歩掛、市所有の単価等を提供いただいた場合において、本事業以外の設計業務委託、請負工事への入札参加は可能という認識でよいでしょうか。	提供する情報については「本事業の目的でのみ使用」とします。よって、適正に利用する場合本事業以外の設計業務・請負工事への入札参加は可能です。
256	要求水準書	40	8	3	設計に関する図書の提出における図書の製本様式をご教示ください。	熊本県オンライン電子納品要領等を基に提出ください。 <a href="https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/100/1272.html">https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/100/1272.html</a>
257	要求水準書	40	8	4	計画策定支援業務について、水道ビジョン、上下水道BCP「等」の中長期計画とありますが、他に上記2つ以外に想定している計画があればご教示ください。	水道ビジョン、上下水道BCP、耐震化計画、水安全計画、アセットマネジメント計画のことですので、要求水準書を修正いたします。
258	要求水準書	41	9	1	その他必要な事項のその他とは、具体的にどのような業務を指すのでしょうか。本事項については実費精算いただけるのでしょうか。	現時点で想定している業務はありませんが、その他必要な事項が生じた場合は、協議により実施の決定をし精算になります。
259	要求水準書	41	9	1	「(1) 改築実施計画の作成及び設計図書の作成」に記載の内容は、「8.3改築実施設計業務」の要求水準ではないでしょうか。	内容を検討いたします。
260	要求水準書	42	9	1	工事監督業務において、事業者の構成企業又は協力企業のいずれかの企業が資格保有することにより、との記載ですが、『事業者』とは、募集要項2.1(1)における『受託者』を指すという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
261	要求水準書	42	9	2	「改築実施基本協定に定める金額を受託者に対し、事業年度毎に支払う」とのことですが、改築実施基本協定、8.3.4積算、8.3.5(5)概算工事費は、どのような関係（時系列どう並ぶのか、いつ、どのような目的、位置づけの額か）になりますでしょうか。	要求水準書を修正いたします。
262	要求水準書	43	9	4	「9.4 改築計画業務」において、保守点検記録および健全度診断結果に基づき、更新計画やストックマネジメント計画への提案を求める旨の記載があります。しかしながら、当該プロセスは「2.6.1 施設更新計画作成に関する業務」において行われる事項であり、これと別個に「9.4 改築計画業務」の枠組みの中で重ねて求めることに違和感を覚えます。「9.4 改築計画業務」は99_削除し、2.6.1に内包されるものとして整理をお願いします。	保守点検記録および健全度診断結果に基づく計画への提案プロセスは、第2章の「2.6.1 施設更新計画作成に関する業務」と重複し、受託者の二重の手間となる恐れがあるため、整理します。つきましては、「9.4 改築計画業務」の項目を削除し、管路施設における同様の提案業務についても、「2.6.1 施設更新計画作成に関する業務」及び「8.2 施設更新計画作成に関する業務」に内包されるものとして一元的に管理・整理いたします。

263	要求水準書	44	9	5	「(2)積算」は、設計変更があった場合の説明をされていますでしょうか。その場合、誤解がないよう「設計変更が生じる場合」など、条件を書き加えていただけますか。	第8章は工事実施年度の前年度のことを想定しています。第9章は工事実施年度を想定しています。そのことを踏まえて修正いたします。
264	要求水準書	46	9	5	「9.5.2(3)完成書類及び完成図書の提出と検査の実施」と「9.5.1(3)竣工図書の作成及び成果品の提出」は内容に重複があるものと思いますので、修正していただけますか。	第8章は工事実施年度の前年度のことを想定しています。第9章は工事実施年度を想定しています。そのことを踏まえて修正いたします。
265	要求水準書	46	9	6	交付金の申請への協力は、当該事業に関する改築計画、設計、工事のみ対象という認識でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。
266	要求水準書	46	9	6	会計検査への協力は、当該事業に関する改築計画、設計、工事のみ対象という認識でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。
267	要求水準書	49	10	4	10.4.3(2)は、合理的かつ正当な事由があるにも関わらず、委託者に増加費用又は損害が生じた場合は受託者が負担する、とされており、合理的かつ正当な事由に、不可抗力、第三者要因、貴市事情等が含まれると解することができ、帰責性との整合がとれていないと見受けられます。後段は、次のような内容が適当と考えますが、いかがでしょうか。「この場合、事業開始が遅延することで、委託者に増加費用又は損害が生じるときは、【当該遅延が受託者の責めに帰すべき事由により生じた場合に限り、】受託者がこれを負担するものとする。その額は、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。」	前段の「合理的かつ正当な事由」に不可抗力や委託者（当市）側の事情等が含まれる場合、受託者に生じる責任範囲との整合性がとれない懸念があるため、ご提案の通り文言を修正いたします。
268	要求水準書	51	12	1	セルフモニタリングの結果を委託者に書類及び電子記録媒体等を用いて報告する旨が規定されておりますが、貴市の業務効率化に資することを踏まえ、「書類【又は】電子記録媒体等」に変更していただけますでしょうか。	受託者・委託者双方の事務負担軽減の観点から、「書類【又は】電子記録媒体等」へ文言を変更いたします。実際の運用にあたっては、毎月のセルフモニタリング報告は電子データのみによる提出を基本とします。ただし、年度末の「総括報告書」など、本市の公文書管理上、長期の紙保存が必要となる特定の成果物については、別途書類での提出を求める場合があります。具体的な運用方法については、契約締結後の着手前協議にて決定するものとします。
269	要求水準書	51	12	1	第三者によるモニタリングは、第三者がどのような立場、頻度、内容で実施するのか教えてください。	委託者および受託者の双方から独立した、客観的かつ中立な立場で行うものです。受託者様の日常的な業務運営に過度な事務負担がかからないよう配慮し、効果的かつ効率的な頻度になるよう調整する予定です。
270	要求水準書	52	12	2	表12-1「4業務実績」において「当該月に計画した業務毎の実施状況」を報告することとされておりますが、施設更新計画策定及び実施設計等業務の報告は、通常の設計業務等と同様に、工程表（特筆すべき事項があれば記載します）によることよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
271	要求水準書	55	12	3	該は当該ではないでしょうか。	修正いたします。
272	要求水準書	65	別紙2	別表4	性能・機能項目において、規定範囲における浄水並びに下水の処理に異常が生じた場合と記載がありますが、規定範囲についてご教示願います。	上水道における浄水処理施設の規定範囲については、水道法および水道施設の技術的基準を定める省令によります。下水処理場については設計処理能力がBOD200、SS150となります。
273	要求水準書	76	別表10		水道および簡易水道の水源において、令和8年度から水質基準項目となったPFOS及びPFOAの検査結果について定量的なデータをご教示ください。	資料閲覧の際に開示いたします。
274	要求水準書、業務委託契約書（案）	鏡			契約書では「対象施設等」、要求水準書では「本件施設」と定義されています。理解はできますので、このまま進めてよろしいでしょうか。	契約書（案）については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書（案）の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
275	要求水準書	2	第1章	1	水道施設の改築更新業務は令和8年度議会において債務負担行為の変更をもって業務範囲に追加するものとする」と記載がありますが、何月頃に決定予定でしょうか。また決定にあたって、公表等は改めて行うという認識でしょうか。	本議案を上程している令和8年第2回定例会は6月15日閉会の予定となっております。

276	要求水準書	15、 21	第3章 第4章	3 4	水道施設及び管路、下水道施設及び管路の修繕は、計画修繕及び緊急修繕を含めて年間の想定費用はそれぞれ5,700万円と1,100万円との記載がありますが、想定外の老朽化や突発故障が多発した場合、年度によって費用が偏る可能性が考えられます。その際も別途貴市と協議を行い、承認を得て実施する認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
277	要求水準書	41	第9章	9.1	改築工事業務に関する要求水準「表9-1工種区分別の業務範囲」のうち、農業集落排水処理施設は対象となっていますが、要求水準書2ページ「表1-1 更新スケジュール」に記載の農業集落排水事業は「更新計画策定」「実施設計」「改築工事」のいずれも「未定」となっています。農業集落排水施設の改築工事は含まれないものと考えてよいのでしょうか。	含まれません。 要求水準書を修正いたします。
278	要求水準書	37 41	第8章 第9章	8.2 9.1	入札時提案金額の算出には“事業期間中に実施濃厚な工事”が必要となりますが、公告資料だけで当該工事を読み解くのは困難なため、対象となる工事について事前に明示いただくことは可能でしょうか。 金額算出のベースが明確でない場合、競争提案者間で見込み工事内容の食い違いが発生し、競争の公正性が担保出来なくなる恐れがある為。	ご意見のとおり競争提案者間の工事内容の食い違いが生じるため、見積内訳書 様式4-5へ記載可能な限度額について記入のうえ、ご提示いたします。また、金額算出に対する競争の公正性が担保出来ないことから、価格評価でなく、更新計画及び更新工事に対する技術的提案や新技術などによるコスト縮減等による評価を行います。
279	要求水準書	42	第9章	9.2	改築工事費の算出にあたっては、現施設の老朽化割合について設計担当企業と合同で調査を行い、その結果を踏まえて優先順位を設定したうえで、貴市と協議し、工事の実施内容を決定していくという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
280	要求水準書	42	第9章	9.2	入札時提案金額中の改築工事費の算出については、貴市策定の宇城市水道事業経営戦略及びストックマネジメント計画の内容通りに実施した場合にいくらで施工できるかの金額であり、No.138に記載している改築工事費（実施金額）とは整合しないものとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
281	要求水準書	42	第9章	9.2	上記質疑No.138、139の実施改築工事費と入札時提案金額中の改築工事費は別のものと考えておりますが、その関連性についてはどう考えるべきでしょうか。ご教示ください。	更新工事費及び改築工事費の基準値(上限値)と考えます。毎年度、または数年後ごとの計画見直しを経て、設計・施工を行う段階で確定する金額と考えます。
282	要求水準書	42	第9章	9.2	入札時提案金額の算出には“事業期間中に実施濃厚な工事”が必要となりますが、現在の開示資料等では対象となる工事について事前に明示頂けませんでしょうか。 なお、明示いただけない場合、金額算出のベースが明確でないことに起因して、民間事業者側間で見込み工事内容に食い違いが発生するなど、競争の公正性が担保出来なくなる恐れがあると思料します。	ご意見のとおり競争提案者間の工事内容の食い違いが生じるため、見積内訳書 様式4-5へ記載可能な限度額について記入のうえ、ご提示いたします。また、金額算出に対する競争の公正性が担保出来ないことから、価格評価でなく、更新計画及び更新工事に対する技術的提案や新技術などによるコスト縮減等による評価を行います。
283	要求水準書	45	第9章	9.5.2	委託者が保有する情報管理システムに登録可能な電子データでの情報の整理保存の指定がございます。システムの仕様やデータ形式等をご教示頂けますでしょうか。	情報管理システム：ALANDIS+ データ形式：シェイプデータ
284	要求水準書	46	第9章	9.6.3	既設施設の解体工事に関して、築年数の経過によりアスベスト含有の可能性が考えられます。そのためアスベスト及びその他有害物質の調査、除去、処理、運搬、処分にかかる費用は、原則委託者のご負担と考えてよろしいでしょうか。 また事前調査等で対応が必要と想定される施設はありますでしょうか。	石綿調査については、実施しておりません。調査については、工事費への計上が必要であるため、設計時に調査を実施することとします。費用についても実施設計へ含むこととします。
285	要求水準書	64	別紙2	別表3	廃棄物処理法上の管理責任の負担区分が委託者、受託者の両者となっておりますが、具体的な分担はありますでしょうか。	廃棄物の処分については包括業務に含みますが、産業廃棄物の処理における最終的な法的責任は市となるため、このような記載にしております。
286	要求水準書	128	別表50		松橋不知火浄水管理センター改築計画では、計画期間令和3年から令和17年の計画が策定されていますが、令和3年から令和8年の6年間は計画通り改築工事が実施・完了しているという認識でよいでしょうか。	未実施となります。

287	事業者選定基準	4	第3章	3.1	軽微な書類不備等とは、どの程度であるのか？	誤字脱字、見切れといったものです。書類不備の場合は失格としていますが、軽微な書類不備の場合は失格とはなりません。
288	事業者選定基準	5	第3章	3.1	令和7年度末までに日本国内において、同事業における運転管理業務が5年以上の実績を有すること。とありますが業務実績を示すための資料は契約書の写し等でよいのでしょうか。また、その場合どの範囲まで写しを用意すればいいかご教示ください。	業務実績を証明する資料としては、過去の契約書の写し（コピー）等で問題ありません。 その際、要件（令和7年度末までに日本国内において同種業務を5箇年以上履行した実績）を満たしているかを確認するため、契約書の写し等には以下の項目が明記されている必要があります。これらが記載されているページ（表紙、業務概要、契約期間、署名・捺印欄等）を抜粋して提出してください。 【提出が必要な範囲（確認項目）】 ①契約当事者：発注者（自治体等）および受注者（応募企業）の名称が確認できるページ（表紙および契約締結・記名捺印のページ） ②業務名称・内容：同事業における運転管理業務（水道施設、下水道施設等の運転管理など）と同種・類似の業務であることが確認できるページ ③履行期間（実績年数）：契約期間が明記されており、合算して「5箇年以上」の実績となることが確認できるページ ※ 共同企業体（JV）としての実績の場合は、共同企業体協定書の写しなど、出資比率や代表者、構成員としての実績であることが確認できる書類も合わせて添付してください。 ※ 守秘義務等の観点から、他自治体の担当者名や金額など、本審査に直接関係のない機密情報（単価や総額等）が含まれる場合は、該当箇所を黒塗り（マスキング）して提出していただいて差し支えありません。
289	事業者選定基準	6	第4章	4.2	基礎審査において、管路施設の維持管理に関する記述が少ないため、要求水準を満たしているか確認が難しいのではないのか。どのような項目により確認するのか。	下水道の維持管理（国土交通省）の資料の項目を参考にしながら確認します。
290	事業者選定基準	8	第5章	5.2	評価項目「業務遂行方針」の評価の視点に「委託者の事業運営方針との整合」とあります。 「委託者の事業運営方針」（貴市の本事業に係る運営方針）について、募集要項等における記載箇所をご教示ください。 なお、「委託者の事業運営方針」が本事業（ウォーターPPP）ではなく、上下水道事業全般に係る貴市の運営方針である場合、参照すべき資料または情報をご教示ください。	宇城市上下水道局では、水道事業及び下水道事業においては、平成29年に策定（令和6年3月改定）した「宇城市水道事業経営戦略」及び「宇城市下水道事業経営戦略」を指針として運営しております。
291	事業者選定基準	8	第5章	5.2	評価項目「事業の展開及び活用方法」の評価の視点に「次期事業への活用方法の具体性」とあります。 「次期事業」について、現時点における貴市の想定（対象事業、対象施設、事業方式、業務範囲、事業期間ほか）をご教示ください。	次期事業については現時点では具体的な計画はございませんが、本業務同等以上のものと想定しております。
292	事業者選定基準	8	第5章	5.2	評価項目「業務リスクに対する考え方 業務計画の安定性及び確実性」の評価の視点に「資金計画、収支計画の妥当性」とあります。 一方、「提出書類作成要領及び様式集」では、SPCの資金繰り表や収支計画（PL）の提出が求められていないことから、「資金計画、収支計画の妥当性」については評価の視点から削除いただけませんか。	様式3-2-2にて資金計画、収支計画の妥当性についてご提案ください。
293	事業者選定基準	10	第5章	5.2	「様式3-10-1 事前対応、災害発生時、事故時の対応」の提案書上限枚数について、事業者選定基準では6枚と記載されていますが、様式03の該当する様式の箇所では3枚以内と記載があります。どちらが正であるかご教示ください。	様式3-10-1は上限3枚となります。事業者選定基準の6枚を3枚に訂正いたします。

294	事業者選定基準	10	第5章	5.2	提案評価項目の表中の内容についての質問です。 「11. モニタリングに係る評価」として様式3としてA4版3枚、20点が配点されております。 一方で、「05 提出書類作成要領及び様式集」の「様式4-4 セルフモニタリング計画」において、同様にモニタリングに係る提案（計画）としてA4版3枚で記載することが求められております。 この2つの様式はどのように取り扱われるのでしょうか。様式3においてモニタリングに係る提案を行うのであれば様式4-4は不要ではないかと考えます。 両様式を求められる場合には、異なる内容で3枚ずつ作成するのは無理があると思われるので、同じ内容を記載することをお認めいただけますようお願いいたします。	宇城市としては、上限を提示いたします。上限内での提案をお願いします。
295	事業者選定基準	10	第5章	5.2	評価項目「施設更新計画策定業務」の評価の視点に「緊急時の配置と計画策定方針の具体性」とあります。 「施設更新計画策定業務」（水道施設更新計画作成業務や下水道ストックマネジメント計画策定業務）における「緊急時」とは、具体的にどのような状況を指しますでしょうか。	修正いたします。
296	事業者選定基準	10	第5章	5.2	評価項目「改築実施設計業務」の評価の視点に「緊急時の配置と実施設計方針の具体性」とあります。 「改築実施設計業務」における「緊急時」とは、具体的にどのような状況を指しますでしょうか。	修正いたします。
297	事業者選定基準	10	第5章	5.2	「9. 改築工事業務に関する評価」の項目に「改築計画業務」とあります。 ここでいう「改築計画業務」は、要求水準書の「9. 4 改築計画業務」を指すとの理解ですが、事業者選定基準の「8. 施設更新計画策定及び実施設計等業務に係る評価」の項目のうち「施設更新計画策定業務」との書き分けについてご教示ください。	修正いたします。
298	事業者選定基準	10	第5章	5.2	評価項目「改築計画業務」の評価の視点に「緊急時の配置の具体性」とあります。 「改築計画業務」における「緊急時」とは、具体的にどのような状況を指しますでしょうか。	修正いたします。
299	事業者選定基準	10	第5章	5.2	評価項目「改築工事業務」の評価の視点に「保守点検及び健全度診断に基づく水道施設更新計画及び下水道ストックマネジメント計画への提案の具体性」とあります。 「9. 改築工事業務に関する評価」の項目のうち「改築計画業務」や「8. 施設更新計画策定及び実施設計等業務に係る評価」の項目のうち「施設更新計画策定業務」との書き分けについてご教示ください。	「改築工事業務」及び「改築計画業務」の記載については、事業者選定基準書及び要求水準書を修正してお示しいたします。
300	事業者選定基準	10	第5章	5.2	評価項目「モニタリング実施計画」の評価の視点に「委託者が実施するモニタリングに対する提案」とあります。 「委託者が実施するモニタリング」は要求水準書の第12章「モニタリング及び要求水準の未達時等の措置」に記載の内容という理解でよろしいでしょうか。 また、「委託者が実施するモニタリングに対する提案」として、どのような提案を想定（期待）されますでしょうか。	ご認識のとおりです。 委託者が行うモニタリングとしては、書類による検査、関係者会議での確認、現地による確認等を実施する予定です。 これらについてより良いご提案をお願いします。

301	事業者選定基準	11	第5章	5.2	<p>「(ア) 評価点の付与」の中で「提案価格の得点」を算出する方法が記載されている一方で、「(ウ) 得点化」の中でも「提案価格の得点」の算出方法が記載されており、2段階それぞれが同じ「提案価格の得点」となっているため、論理構成が正しく整理されていないように読み取れます。具体的な算出方法と用語の定義について、正しい内容に見直しをお願いします。</p> <p>全体から推察すると、「(ウ) 得点化」に記載されている収益的支出(水道、下水道)、資本的支出(水道、下水道)の4つの費用それぞれに対して、「(ア) 評価点の付与」に記載された式により価格評価点を算出(それぞれに対して最低制限価格が設定される?)。算出されたそれぞれの評価点を「(ウ) 得点化」に示される数式により、総合的な「提案価格の得点」を算出する。という流れであると考えますが、このような理解で合っていますでしょうか。</p>	修正いたします。
302	事業者選定基準	11	第5章	5.2	<p>最低制限価格の設定について「提案限度額に10分の8を乗じて得た金額とする」とあります。</p> <p>提案限度額は募集要項に記載のア、イ、ウ、エの各提案限度額全てに適用されると考えて良いでしょうか?</p>	水道事業資本的支出は、本業務開始時に委託者が更新計画(原案)を提供するため価格提案の設定が困難であるため、最低制限価格の対象とはせず、「水道事業資本的支出提案限度額は除く。」を追記いたします。
303	実施方針, 募集要項, 事業者選定基準	4、5、4	第2章事業者の選定に関する事項、第2章事業者の選定に関する事項、第3章資格審査	2.1	<p>「応募資格確認申請書の提出時点で、宇城市の指名停止期間中のものではないこと。」このことについて、申請書提出から事業者選定までの期間に指名停止措置がなされた場合の取扱いについてご教示ください。</p>	実施方針等の「応募事業者の構成等(オ)」及び「応募事業者が応募資格を喪失した場合の取扱い」の取り扱いとなります。
304	事業者選定基準	10	第5章	5	<p>(1) 提案評価項目の表中「9. 改築工事業務に関する評価(20点)(12枚)」について。</p> <p>「改築工事業務」の「評価の視点」の2点目に『保守点検及び健全度診断に基づく水道施設更新計画及び下水道ストックマネジメント計画への提案の具体性』と記載されていますが、「8. 施設更新計画策定及び実施設計等業務に係る評価」の「施設更新計画策定業務」に記載すべき評価の視点だと推慮しますが、いかがでしょうか。</p> <p>なお、上記の理解が正しい場合、様式03.docx(23ページ目)「様式3-9-1 改築計画業務」に記載の『2. 保守点検及び健全度診断に基づく水道施設更新計画及び下水道ストックマネジメント計画への提案方法について具体的に記述してください。』についても、様式03.docx(20ページ目)に修正いただく必要があると考えます。</p>	ご認識のとおりです。様式を修正いたします。
305	事業者選定基準	10	8および9		<p>8. 施設更新計画策定及び実施設計等業務に係る評価および9. 改築工事業務に関する評価項目の評価の視点には「緊急時の配置」が含まれておりますが、要求水準書の記述では当該項目にかかわる業務において、緊急時との関連が薄いと感ずます。「緊急時」とは具体的にどういった状況を示唆しているのかご教示いただく、もしくは評価の視点から99_削除いただけないでしょうか。</p>	修正いたします。

306	事業者選定基準, 要求水準書	9 14			3. 水道施設関連業務に係る評価「保守管理業務」の評価の視点にある「計画点検」とは、要求水準書P14「3. 4. 2 保守管理業務」(2)定期点検、(3)法定点検を指しますでしょうか。また、4. 下水道施設関連業務に係る評価の「保守管理業務」も同様にお尋ねします。なお、「評価の視点」と「様式集」、「要求水準書」の用語に相違があると、選定に影響が出てくるものと思料しますので、見直しをお願いします。	修正いたします。
307	事業者選定基準	9			4. 下水道施設関連業務に係る評価「保守管理業務」の評価の視点にある「計画的点検・調査」は、要求水準書P21「4. 4. 2 保守管理業務」に該当する業務が見当たりません。該当する業務がありましたら、ご教示ください。	要求水準書を修正いたします。
308	事業者選定基準, 要求水準書	8～ 10、			要求水準書に記載の内容と、事業者選定基準に記載の「評価の視点」について確認させてください。  (例) 改築工事業務のうち改築計画業務に関する評価について  要求水準書(43ページ) 受託者は、本事業の対象となる施設について、各施設の機能・性能の現状及び事業を通じて蓄積したノウハウ等を踏まえ、今後の水道更新計画、下水道ストックマネジメント修繕・改築計画に資する提案を行うこと。 (1) 保守点検記録 (2) 施設の健全度診断結果 (3) 改善提案事項(施設・設備改築に係る提案、留意すべき点検事項の整理等)  事業者選定基準(評価の視点)(10ページ) 有資格者、配置人員の担当業務、緊急時の配置の具体性と記載されており、要求水準に対する評価の視点が異なっていると思われる項目がございます。  「有資格者、配置人員の担当業務、緊急時の配置の具体性」は、他の項目の選定基準にも挙がっておりますので、要求水準書のとおり、 「今後の水道更新計画、下水道ストックマネジメント修繕・改築計画に資する提案」とされてはいかがでしょうか。	要求水準書及び事業者選定基準書を修正いたします。
309	事業者選定基準	5	3	1	技術士(上下水道部門の水道及び工業用水道)は技術士(上下水道部門の上水道及び工業用水道)と思料いたします。	修正いたします。
310	事業者選定基準	5	4	2	「公募要領」等とは契約書別紙1の定義集に示される「公募書類」という認識でよいでしょうか。	修正いたします。
311	提案書作成要領及び様式集	1	第1章	1.2	「技術士の在籍を証明する書類の写し」の様式は任意であり、資格者証を添付すれば良いでしょうか？ また1名分のみで良いでしょうか？ (募集要項では1名以上と記載あり)	様式は任意ですが、資格者証の写しと在籍証明書の添付をお願いします。
312	提案書作成要領及び様式集	1	第1章	1.2	注)「・・・「宇城市競争入札等参加資格者届出書」にその旨記載されていれば、構成企業のうち、該当するものは、本項アからキの提出は不要とする。」とあります。 様式1-1(注1)にも同様の表現があります。 ①1.2添付資料には「代表者を含む」との表現がありませんが、代表者を含むと考えて良いでしょうか？ ②様式1-7と様式1-8に(※)が付いておりません。カとキに該当するのでこの2つも(※)の対象と考えて良いでしょうか？	①代表者を含むとしております。 ②様式1-7と様式1-8は、省略対象ではありませんので、注釈の「本項アからキ」の記述を「本項アからオ」に変更し、整合性をとらせていただきます。

313	提案書作成要領及び様式集	3	第4章	4.3	様式4-5見積内訳書の記載金額について、各事業における収益的支出（2）ウ施設計画作成及び計画策定支援等業務委託（水道・下水道）を対象とする項目は、実施方針1.4（6）ア：「施設更新計画作成に関する業務」、ウ：「計画策定支援業務」の理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
314	提案書作成要領及び様式集	3	第4章	4.3	様式4-5見積内訳書の記載金額について、各事業における資本的支出（1）設計・改築費（水道・下水道）を対象とする項目は、実施方針1.4（6）イ：「改築実施設計業務」、（7）ア：「改築計画業務」（7）イ：「改築工事業務」の理解でよろしいでしょうか。	修正いたします。
315	提案書作成要領及び様式集	3	第4章	4.3	様式4-5見積内訳書の記載について、実施方針における1.4（3）農業集落排水処理施設の維持管理業務（アドバイザー業務）に関する金額は内訳指定様式の項目へ該当させればよろしいでしょうか。	下水道事業 収益的支出（2）ア下水道施設の維持管理にご記入ください。
316	提案書作成要領及び様式集	4	第4章	4.3	様式1-3応募事業者の構成企業一覧表について、記載する企業は、登記されている委任先の支店及び営業書、事務所等の記入（押印）でよろしいでしょうか。	「企業名」、「商号又は名称」については、応募資格確認申請でご提出いただく証明書、履歴事項全部証明書、様式1-7と整合性をとっていただきます。
317	提案書作成要領及び様式集	—	様式1-1		応募資格確認申請時に、担当する技術者が未定の場合は、技術士在籍の証明はどのように対応したらよろしいでしょうか。また、申請後の技術士の変更は可能でしょうか。変更が可能な場合、手続きはどのような手続きが必要となりますでしょうか。	事業者選定基準 3.1応募資格の確認（4）各企業の応募資格要件を基に様式1-1にて確認をお願いします。各技術士については、1名以上在籍していることとなっております。在籍証明書については、応募企業又は応募グループの構成企業による証明書とします。併せて資格証の写しの提出も必要です。技術士の変更については、どの時点での変更を想定されてますでしょうか。
318	提案書作成要領及び様式集	—	様式3-5-1		様式3-5-1に農集アドバイザー業務について記載欄はありませんが、八代北部流域関連公共下水道区域のアドバイザー業務に関して提案書記載要領表に載っておりません。下水道施設関連業務（様式3-4-1または3-4-2）に記載するのでしょうか。	様式3-4-1の表記を修正しますのでそちらにご記入ください。
319	提案書作成要領及び様式集	—	様式3-7-4		様式3-7-4について、業務提案書記載要領表は「給水装置工事業務、排水設備工事業務」、提案書様式では「立入検査等対応業務、見学者等対応業務」となっているのはなぜでしょうか。また「立入検査等対応業務」とは、施工現場への立ち入り検査ということでしょうか。	修正いたします。
320	提案書作成要領及び様式集	—	様式3-8-1 様式3-8-2 様式3-9-1		「緊急時の配置について」と記載があります。緊急時とは要求水準書 P71 別表7のような事態を想定しているのでしょうか？ これら業務では長期にわたる現場作業はない業務と考えております。	修正いたします。
321	提案書作成要領及び様式集	—	様式3-9-2		「緊急時の配置について」と記載があります。緊急時とは要求水準書 P71 別表7のような事態を想定しているのでしょうか？	修正いたします。
322	提案書作成要領及び様式集	—	様式3等		業務に関する提案書について、余白や枠の設定は任意であるとの認識で問題ないかご教示ください。	余白や枠の設定は任意としております。
323	提案書作成要領及び様式集	—	様式4等		事業に関する提案書について、余白の設定は任意であるとの認識で問題ないかご教示ください。	余白や枠の設定は任意としております。

324	提案書作成要領及び様式集	—	様式4-5 見積内訳書	<p>様式4-5 見積内訳書の「水道事業 収益的支出」及び「下水道事業 収益的支出」に「修繕費（水道・下水道）」の費目が設定されています。</p> <p>要求水準書上、修繕（計画修繕及び緊急修繕）については施設別に年間の想定費用が設定されています。</p> <p>①水道施設及び管路 5,700万円/年（税込）  ②下水道施設及び管路 1,100万円/年（税込）  ③農業集落排水処理施設及び管路 700万円/年（税込）  ④雨水ポンプ場及び仮設ポンプ場 75万円/年（税込）</p> <p>見積内訳書の「修繕費」は要求水準書上の年間の想定費用を以下のとおり計上するという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>修繕費（水道）  上記①の「水道施設及び管路 5,700万円/年（税込）」を毎年度（10年間）計上する</p> <p>修繕費（下水道）  以下を合算した金額を毎年度（10年間）計上する  上記②の「下水道施設及び管路 1,100万円/年（税込）」  上記③の「農業集落排水処理施設及び管路 700万円/年（税込）」  上記④の「雨水ポンプ場及び仮設ポンプ場 75万円/年（税込）」</p>	様式4-5 見積内訳書については、委託者にて金額の提示可能な箇所については、記入後の様式に修正しご提示いたします。	
325	提案書作成要領及び様式集	—	様式4-5 見積内訳書	<p>見積内訳書（様式4-5）の「（4）ユーティリティ費（水道）」及び「（4）ユーティリティ費（下水道）」に計上すべき費用（経費）を確認させてください。</p>	資料閲覧の際に開示いたします。	
326	提案書作成要領及び様式集	—	様式4-5 見積内訳書	<p>量水器購入費（水道・下水道）は単価・数量ともに受託者の創意工夫やコントロールが及ばないことから、事業期間中は年度ごとに委託者と受託者が協議のうえ購入単価を合意し、購入数量に応じて精算することが現実的であると考えます。上記の事業期間中の措置（量水器購入費は精算）を踏まえ、量水器購入費を競争の対象外とする（量水器購入費の差によって提案価格の得点に差がつくことを回避する）ため、見積内訳書（様式4-5の水道事業資本的支出及び下水道事業資本的支出）の（2）量水器購入費に計上する額は貴市の指定する額としていただけませんか。</p>	メーターの調達・交換・管理までのご提案を想定しています。	
327	提案書作成要領及び様式集	—	様式4-5 見積内訳書	<p>量水器購入費（水道・下水道）について、募集要項の水道事業資本的支出提案限度額及び下水道事業資本的支出提案限度額に含まれているかを確認させてください。</p> <p>仮に資本支出提案限度額に含まれていない場合には、資本的支出提案限度額の範囲外としてお取り扱いいただけませんか。具体的には、見積内訳書の資本的支出について、（1）設計・改築費（水道・下水道）の額が水道事業・下水道事業それぞれの資本的支出提案限度額の範囲内に収まっていればよく、（2）量水器購入費を足したの合計が資本的支出提案限度額を超えていても失格にはならないものとするなどです。</p>	含まれております。	
328	提出書類作成要領および様式集	4	第4章	4	<p>カラーの使用は最小限とありますが、明瞭な提案書を作成するためには、カラーの使用は不可欠であり、審査に影響するものと思料します。華美にならない範囲での着色は容認されるという理解でよろしいでしょうか。</p>	ご認識のとおりです。
329	提出書類作成要領および様式集	5	第4章	4	<p>ページの通し番号について。  ※注意点に『すべてのページに通しの番号をつけ…』との記載がありますが、目次にも通し番号が必要という理解でよろしいでしょうか。  （次項の※に『両面印刷を基本とする』との記載があることから、表紙の次の用紙、または表紙の裏へに目次を印刷する想定のため、目次を1ページ目とする予定です。）</p>	目次を1ページ目として通し番号を附番ください。

330	提出書類作成要領および様式集	5	第4章	4	規格A4版ファイル綴じについて。様式別にインデックスを挟みこむ必要はありますでしょうか。また、『両面印刷を基本とする』との記載がありますが、閲覧しやすさの観点から様式別に印刷を分けてもよろしいでしょうか。	インデックスは必須とはしていませんが、製本したときの厚さ、閲覧のしやすさを考慮いただければ助かります。様式別にわけて印刷いただいて差し支えありません。
331	提出書類作成要領および様式集	6	第4章	4	業務提案書について、『残り15部はロゴマーク等も含めて社名等を特定できる表現を削除』とありますが、代表企業、構成企業分を消すという理解でよろしいでしょうか。協力企業分も削除する必要がありますか。	ご認識のとおりです。協力企業分については、削除を必須としておりません。
332	提出書類作成要領および様式集	6	第4章	4	業務提案書について、『残り15部はロゴマーク等も含めて社名等を特定できる表現を削除』とあります。黒塗り等の処理でよろしいでしょうか。	特定ができない方法であれば、黒塗り等でも差し支えありません。
333	提出書類作成要領および様式集	6	第4章	4	業務提案書に係る電子データ（Word、Excel）は、様式別に保存するという方法でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
334	提出書類作成要領および様式集	7	第5章		業務提案書は、各様式で示された枚数以内で作成することは当然ですが、根拠資料等の添付を行うことは認められないという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
335	提出書類作成要領および様式集	7	第5章		業務提案書の根拠資料をプレゼンテーションで提示することは可能でしょうか。当然ながら、提案書に記載した内容に係るもののみを提示する考えです。	業務提案書の根拠資料をプレゼンテーションで提示いただくことは可能です。
336	提出書類作成要領および様式集	6	第4章	4	業務提案書の様式3-1-1~12、4-1~5は、任意に枠を広げてよろしいですか。当然ですが、綴じ代は20mm程度確保することとし、審査への影響が起りえないよう配慮します。	任意に設定いただいて差し支えありません。
337	提出書類作成要領および様式集	6	第4章	4	非常に厳しい枚数制限となっているため、要点を絞って記載予定です。要求水準は当然遵守すべきと考えておりますので、提案書に記載する内容は、それを上回る内容を中心に記載するという理解でよろしいでしょうか。紙面を有効活用でき、よりアピールしたいことを丁寧に記載できることから、貴市にもメリットがあるものと思料します。	要求水準書を遵守いただく提案は想定しておりますが、想定を上回る内容についてのご提案をいただけるとのことで、お待ちしております。
338	提出書類作成要領および様式集	9	様式03.docx		枠内は「様式3-2-3 地域貢献」との記載がありますが、同項右上のカッコ書きには「様式3-2-4」とあります。「様式03.docx」1ページ目記載の『業務提案書記載要領表』を正として、応募者側で適宜修正の上、提出するとの理解でよろしいでしょうか。	訂正いたします。 【正（訂正後）】「様式3-2-4 地域貢献」 【誤（訂正前）】「様式3-2-3 地域貢献」
339	提出書類作成要領および様式集、様式	様式02.docx	「業務提案書提出時提出書類一覧表」様式4-1~4		「業務提案書提出時提出書類一覧表」で示された「様式4等事業に関する提案書」の様式4-1から4までは、様式3の評価を行う際の参考資料という位置づけという理解でよろしいでしょうか。また、これらの様式に対しては様式3等の審査にあたって適宜参照されるものと思料することから、様式3の根拠を説明するために、様式4等への参照を注釈として加えることは許可されるものという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。また、様式3の根拠を説明するため様式4等への参照を注釈として付け加えていただくことについて差し支えありません。
340	提出書類作成要領および様式集、事業者選定基準	様式03.docx、事業者選定基準			様式3-10-1「事前対応、災害発生時、事故時の対応」の上限枚数について、「様式03.docx」の「業務提案書記載要領表（P2）」には「6枚」とある一方、「事業者選定基準」のP10には「3枚」とあります。同じ「10. 危機管理対応業務」の様式である「災害対策訓練、災害対策用資機材の管理（様式3-10-2）」が「3」ページ指定のため、本様式も「3」ページが正という理解でよろしいでしょうか。	様式3-10-1は上限3枚となります。事業者選定基準の6枚を3枚に訂正いたします。

341	提出書類作成要領および様式集	1	第1章	1.2	<p>1.2 添付書類の但し書きには『注』構成企業で宇城市競争入札等参加資格者である場合は、代表者が提出する(様式1-6)「宇城市競争入札等参加資格者届出書」にその旨記載されていれば、構成企業のうち、該当するものは、本項アからキの提出は不要とする。』とあります。</p> <p>ア 会社概要(最新のもの、パンフレット等も可、構成企業全社)</p> <p>イ 営業経歴書(最新のもの、構成企業全社)</p> <p>ウ 営業所一覧表(構成企業全社)</p> <p>エ 法人登記に係る履歴事項全部証明書(3箇月以内に発行されたもの、構成企業全社)</p> <p>オ 国税、熊本県税、宇城市税の各々に係る未納税額のない証明書(3箇月以内に発行されたもの、3種とも構成企業全社)</p> <p>カ 法人登記に係る印鑑証明書及び使用印鑑届(様式1-7)(印鑑証明書は、3箇月以内に発行されたもの、構成企業全社)</p> <p>キ 暴力団等に該当しないことの誓約書(様式1-8)(構成企業全社)</p> <p>HP上で公開されている「様式01 (Word 47KB)」に含まれる様式1-1の但し書きには『(注1)応募事業者の構成企業で宇城市競争入札等参加資格者である場合は、代表者が提出する(様式1-6)「宇城市競争入札等参加資格者届出書」にその旨記載されていれば、代表者を含む当該応募事業者の構成企業は、上記部数欄に※印の付いた書類の提出は不要とする。』と記載がありますが、※は上記区分におけるアからエの欄に記載されています。</p> <p>どちらの記載を正とするべきか、ご教示ください。</p>	様式1-7と様式1-8は、省略対象ではありませんので、注釈の「本項アからキ」の記述を「本項アからオ」に変更し、整合性をとらせていただきます。
342	提出書類作成要領および様式集	業務提案書記載要領表	様式2-1	7. 料金徴収・窓口関係業務	<p>様式2-1「業務提案書提出時提出書類一覧表」と、後段に続く「様式3-7-4」(Word19枚目)の名称が『立入検査等対応業務、見学者等対応業務』となっています。様式2-1の一覧表にある記載「給水装置工事業務、排水設備工事業務」に改めるという理解でよろしいでしょうか。</p>	ご認識のとおりです。「様式3-7-4」を修正いたします。
343	提出書類作成要領および様式集、事業者選定基準	17、9	様式3-7-2、5.2提案評価の方法		<p>「様式03.docx (17ページ) 様式3-7-2) は、事業者選定基準には「量水器管理業務」もタイトルに含まれるように思料しますが、本様式にはありません。今の事業者選定基準9ページ「評価の視点」に照らすと、量水器管理業務に関する記述は求められていないように解釈できることから、量水器管理業務の記述は不要という理解でよろしいですか。</p>	様式3-7-2では「量水器管理業務」についてもご提案いただきたいので、様式3-7-2に追記いたします。加えて「量水器の調達・交換・管理」について表現を明確化いたしますので、併せて追記いたします。
344	提出書類作成要領および様式集	様式03	様式3-8-2		<p>様式03.docx (23ページ)「様式3-8-2 改築実施設計業務」において、求められる記述内容として「1. 有資格者…(中略)、緊急時の配置と計画策定方針について」との記載があります。「計画策定方針」ではなく、「実施設計方針」の誤記ではと思料しますが、この理解でよろしいですか。</p>	ご認識のとおりです。修正いたします。
345	提出書類作成要領および様式集	2	1	2	<p>(3)の設計業の実施を担う者の書類に「イ 建設業許可証明書の写し」が求められていますが、正しくは、(4)の改築の工事を担う者の必要書類ではないでしょうか。</p>	ご認識のとおりです。
346	事業者選定基準、提出書類作成要領および様式集				<p>業務提案書記載要領表では、様式3-7-4は給水装置工事業務、排水設備工事業務について提案することとなっていますが、実際の該当様式は「立入検査等対応業務、見学者等対応業務」となっています。様式3-7-4は「給水装置工事業務、排水設備工事業務について」の提案事項を記載する認識でよろしいでしょうか。</p>	修正いたします。

347	提出書類作成要領および様式集	1	第1章	1.2	応募資格確認申請時の提出書類の添付書類に関して、構成企業に係るア～キの書類は原本の提出という認識でよろしいでしょうか。また、書類は各1部を提出という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
348	様式4-5	見積内訳書			「様式4-5 見積内訳書」では、令和9年度～令和18年度の各項目・年度ごとに価格提案額を記載・提出しますが、実際の実施年度、項目、金額は、事業の経過や都度の現場調査により変動するものと思慮しています。見積内訳書の考え方として、入札選定時に提出する様式4-5はあくまで提案時点の積算根拠等で計上した見積内訳書であり、実際の実施内容は各年度の実施内容・金額含め、貴市と事業者とで協議の上、事業期間・価格提案額の範囲内で決定していくという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
349	業務委託契約書(案)	全般			募集要項2.1(4)イで、改築業務の工事を行う者の要件として建設業許可が必要とされていますが、業務委託契約の「受託者」がSPCとなる場合、SPCが当該改築業務の元請けということになり、SPCも建設業許可が必要となるように思われますが、貴市としては、SPCも建設業許可を取得することを想定しているのでしょうか。	本事業において、受託者であるSPC(特別目的会社)自身が建設業許可を取得することは想定していません。本事業は、受託者(SPC)が事業全体のマネジメント(統括管理)を行い、実際の実施工事については、募集要項2.1(4)イに定める建設業許可等の要件を満たした「改築業務の工事を行う者(構成企業または適正な下請事業者)」へ発注(請負・委託)する体制を想定しています。建設業法上の位置づけ(元請・下請等の関係性)および法適合性につきましては、SPCと工事担当構成企業との間の契約形態や、SPCの統括管理責任の範囲を踏まえ、法令に抵触しない適切な事業スキーム(例:SPCが建設業許可を要しない統括管理業務の受託者となり、工事自体は直接構成企業が市の承認を得て請け負う形式、または工事部分に関する実質的な行為を建設業許可業者が担保する形式など)を構築・提案していただくものとします。
350	業務委託契約書(案)	全般			業務委託契約書の頭書きでは「受託者」について、「[●●●(SPC、特別目的会社)/●●●共同企業体]」とされているところ、実施方針では、「優先交渉権者は、本事業を実施するために特別目的会社(以下、「SPC」という。)を業務委託契約の締結前までに設立する。」とあり、JV組成の可否が不明確なのですが、業務委託契約書の記載を前提とすると、SPCの代わりに、JVを組成することも認められると理解して宜しいでしょうか。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
351	業務委託契約書(案)	1	第1章	第5条	公募書類及び提案書類の記載内容に矛盾又は相違がある場合の取扱いに競争的対話の議事録が含まれておりません。競争的対話にて協議した内容についてもここに含めるか、あるいは本条第3項の解釈に含まれるようにしていただきたく存じます。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
352	業務委託契約書(案)	1	第1章	第5条	「本契約に関連する質問及びその回答」がございません。最上位で優先されるべきものと思しますので、加筆をお願いしますでしょうか。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
353	業務委託契約書(案)	1	第1章	第5条	基本協定の記載がありませんが、記載は必要ではないのでしょうか。基本協定(案)の添付がなく有効期間の定めがないため確認させて頂ければと存じます。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
354	業務委託契約書(案)	1	第1章	第5条	第5条第1項において基本協定の優先順位が定められておりませんが、基本協定の優先順位はどのようになりますでしょうか。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
355	業務委託契約書(案)	3	第2章	第9条	受託者とはSPCのことであり、本条では受託者が対象業務の履行に必要な従事者を配置することとされています。本条に記載される業務遂行責任者、業務主任技術者及びその他の従事者については、それぞれ業務実施企業にて配置することでよく、SPCへの出向等は求められないという理解でよいのでしょうか。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
356	業務委託契約書(案)	3	第2章	第9条	同条第1項(3)に「業務遂行責任者」とあるのは、要求水準書1.5.5(2)の「本業務全体を総括する管理能力がある責任者」と同一という理解でよろしいでしょうか。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。

357	業務委託契約書 (案)	3	第2章	第9条	(5) 受託者は、経営及び事務支援・・・と記載ありますが、要求水準に経営及び事務支援業務の記載がありません。誤記と考えると良いでしょうか。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただきます。契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
358	業務委託契約書 (案)	4	第2章	第12条	資格要件について、施設側のみ明記されている。管路施設に関しても明記をお願いしたい。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただきます。契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
359	業務委託契約書 (案)	4	第2章	第13条	2項「前項による確認の結果、対象施設等に契約不適合があるとき」と記載があります。対象施設の設備等が現在故障しており、使用不可の状態の場合は該当すると考えて良いのでしょうか。その場合、委託者の負担にて修理又は交換を実施すると考えて良いのでしょうか。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただきます。契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
360	業務委託契約書 (案)	4	第2章	第13条	第2項に「ただし、契約不適合が軽微である場合は、この限りではない。」とありますが、契約不適合が軽微である場合とはどのような場合が想定されますでしょうか。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただきます。契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
361	業務委託契約書 (案)	4	第2章	第13条	施設等の機能確認が契約締結年度(令和8年度)内に実施することとなり、合わせて契約不適合責任期間が契約開始日から1年と定められております。契約開始日は契約締結日ではなく、契約に定められる事業開始の日(予定では令和9年4月1日)という理解でよいでしょうか。もし契約締結日あるいは契約締結の翌日等を意図されているようであれば、実質的な機能確認は事業開始前は困難であると想定されるため、事業開始の日としていただきたく願います。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただきます。契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
362	業務委託契約書 (案)	4	第2章	第13条	契約不適合責任は、対象施設等の引渡しから責任を負うべきものですので、「契約開始日」とあるのは、事業開始日の令和9年4月1日との理解でよろしいでしょうか。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただきます。契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
363	業務委託契約書 (案)	5	第2章	第16条	測量・ボーリングは軽微な業務に該当するのでしょうか。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただきます。契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
364	業務委託契約書 (案)	7	第2章	第22条	「施設の機能維持ができない又はその見込みがなく、修繕により対象施設の機能維持が著しく非合理的であると認められるときは、受託者は委託者に施設の更新・改築を要請することができる」とありますが、本事業はウォーターPPPレベル3.5更新実施型に該当する事業であり、施設の更新・改築は受託者の対象業務に含まれるという認識です。本条が意図するのは、受託者の更新計画等に含まれていない施設・設備の更新・改築が必要となった際の手続きという理解でよいでしょうか。いずれにしても、どのような場合に適用される条文なのか、明確化をお願いします。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただきます。契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
365	業務委託契約書 (案)	7	第2章	第22条	1項での記載事項について、第13条 2項での質問とも重複致しますが、現状として既に対象施設の機能が維持できない又はその見込みがない状況の中で、事業開始後に委託者より施設の更新・改築の要請がある場合、受託者は対応する必要があるのでしょうか。なお、仮に委託者からの要請に基づき受託者が更新・改築を行う場合、当該更新・改築に係る費用は委託者にて負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただきます。契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。 ※更新計画により更新・改築を行う物に対し収益的支出での事業費を提示している。なぜ費用は委託者にて負担いただけるという理解(文章)になるのでしょうか？

366	業務委託契約書 (案)	7	第2章	第22条	但書において、受託者に故意又は過失がある場合は、委託者が「その程度に応じて受託者に負うべき損害賠償を相殺し、又は第三者に対して行った損害賠償を、受託者に求償することができる」とありますが、この場合の過失割合や求償額は明確に判断することが難しい場合も想定されます。そのため、このような過失割合や求償額については委託者と受託者が協議の上決定することを明記していただくようお願いいたします。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
367	業務委託契約書 (案)	7	第2章	第23条	但書において、「委託者と受託者協議の上で、委託者がその所有権を有することを認めた場合は」とありますが、これは、委託者と受託者が協議の上、委託者が所有権を有することについて合意が成立した場合を意味すると理解して宜しいでしょうか。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
368	業務委託契約書 (案)	7	第2章	第25条	工事の着手に先立って近隣住民に対して、工事計画等につき説明を行い、了解を得るように努めなければならない」とありますが、これは工事の規模に関わらず全ての工事が対象となるのでしょうか。 「必要に応じて」等、現実的な対応となるよう追記をお願いします。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
369	業務委託契約書 (案)	7	第2章	第25条	近隣対策(苦情処理等を含む)に関する費用は受託者負担とありますが、本条は工事業務に限定した住民対策を規定しており、要求水準に規定されるような住民対応(上下水道事業の実施における住民反対運動、住人訴訟等)に関するものは委託者負担と理解しております。 したがって受託者に帰責事由のないもの、本事業への反対運動、住民の苦情やクレーム等に関するものは委託者の負担との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
370	業務委託契約書 (案)	7	第2章	第25条	第25条第2項の「近隣対策」に対応するものとしては、要求水準書別紙2「責任分担」の「住民対応」があると思われませんが、そこでは受託者の責めによるもののみ受託者が責任を負うこととされています。そのため、第25条第2項を要求水準書と整合的に解するべく、同項において受託者が負担する近隣対策費用については、受託者の責めによるものに限定する旨を明記していただくようお願いいたします。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
371	業務委託契約書 (案)	8	第2章	第27条	契約不適合責任の連帯保証について、代表企業が保証するほか、SPCを当該期間継続させることでも満足することとしていただけないでしょうか。	具体的にどのような事案の場合を想定し質問されているのでしょうか。もし事例等ありましたら再質問にてお示しいただければと思います。
372	業務委託契約書 (案)	8	第2章	第27条	第27条第1項に基づく契約不適合責任には工事目的物の修補等による履行の追完が含まれるところ、当該作業には建設業許可が必要とされる可能性があります。この場合、同条第4項で代表企業が契約不適合責任につき連帯保証するのであれば、代表企業において建設業許可が必須となるようにも思われますが、第4項に基づき代表企業が連帯保証責任を負う範囲としてはどのようなものが想定されているかご教示願います。	契約不適合責任とは、民間事業者が引き渡した工事の成果物や施工箇所において、契約内容(要求水準書や仕様書、事業者自身の提案内容)に適合しない不備や欠陥(品質不良、仕様との不一致、数量不足など)があった場合や、受託者らが提案した独自のノウハウや新技術、ライフサイクルコスト削減計画が、実際の工事で実現・達成されていない場合に、市に対して負う責任のことです。連帯保証に対し受託者及び代表企業において建設業許可が必要とされる場合の事例があるのでしょうか、または受託者自身が直接「建設工事」を施工する想定でしょうか
373	業務委託契約書 (案)	9	第2章	第28条	「対象設備」の定義が設けられておりませんが、対象施設に設置されている設備のことを意味すると理解してよいでしょうか。契約不適合責任の対象を明確にするため、定義規定を設けることをご検討願います。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。

374	業務委託契約書 (案)	9	第2章	第28条	第28条第11項の契約不適合の規定は、第56条第1項と同じことを規定しているものと理解してよいでしょうか(重複しているようにも思われるため、念のため確認させていただければと思います。)	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
375	業務委託契約書 (案)	10	第2章	第30条	第30条第1項・2項は、収入金の受領が毎日あれば、毎日、貴市への振込及び内訳書の提出が必要になるということになりますでしょうか。もし、そのような趣旨であれば、事務コストの負担が大きいと、月次等での対応とすることをご検討いただきたく存じます。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
376	業務委託契約書 (案)	11	第2章	第36条	改築費用の支払いについて以下の点をご教示ください。 ① 要求水準等において前払金及び出来高払いが認められているという認識ですが、改築費も他の委託費と同様に四半期ごとの支払いとなるのでしょうか。 この場合、前払金等についても四半期ごとの支払いとなると、前払金の意味を為さなくなることが懸念されます。改築に係る費用に支払い時期と方法についての定めと内容の明確化をお願いします。 ② 国補助金等の活用を前提とした場合、改築費用は提案額での定額払いではなく、実態に応じた支払いが適切かと存じます。改築費の支払い額の決定方法についての定めと内容の明確化をお願いします。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
377	業務委託契約書 (案)	11 別紙2		第36条	第36条第1項に「委託費の支払いは、別紙2に定める支払方法及び手続により支払うものとする。受託者は、第31条第2項に示す月次業務報告書を委託者に提出し、委託者による検査が完了したときには、四半期ごとに委託費の支払いを請求することができる。」とあります。 月次業務報告書の委託者による検査が完了したときとあることから、委託費の支払いは四半期ごとではなく毎月としていただけませんか。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
378	業務委託契約書 (案)	11 別紙2	第2章	第36条	第36条第1項に「委託費の支払いは、別紙2に定める支払方法及び手続により支払うものとする。受託者は、第31条第2項に示す月次業務報告書を委託者に提出し、委託者による検査が完了したときには、四半期ごとに委託費の支払いを請求することができる。」とあり、別紙2の「1. 契約期間中の委託費の構成」には「(4) ユーティリティ費」が記載されて(委託費に含まれて)います。 ユーティリティ費については変動費であり、契約金額の内訳書における各事業年度の額を分割した額と実際の費用には差が生じるものと想定します。また、水量については受託者がコントロールできないものであることから、需要変動リスクを受託者に負担させることは酷であると思料します。ユーティリティ費については実績を踏まえて精算できるものとしていただきたいと考えます。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
379	業務委託契約書 (案)	11	第2章	第38条	委託費の支払いを停止するとありますが、本件は要求水準未達の対象となる対象業務に係る対価が対象となるという理解でよいでしょうか。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
380	業務委託契約書 (案)	12	第1章	第40条	要求水準に到達しなかった期間の開始日については、要求水準未達を確認した日を起点として考えるという理解でよいでしょうか。 内容や割合にもよりますが、双方が要求水準未達であることを見過ごし、過年度に未達であったことに気づいた場合などの場合は、遡って減額が適用されないという理解でよいでしょうか。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
381	業務委託契約書 (案)	12	第2章	第40条	本条は、受託者の責めによらない事由に起因する場合は適用されないという理解でよろしいでしょうか。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。

382	業務委託契約書 (案)	12	第2章	第40条	本条による措置は、33条に基づく改善勧告、38条に基づく支払い停止との適用関係についてご教示いただけますでしょうか。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただきます。契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
383	業務委託契約書 (案)	12	第2章	第40条	「定量的項目において要求水準を満たしていない場合」に委託費が減額されることとされていますが、委託費の減額は事業者にとって重大事項でありその対象を明確にさせていただく必要がございます。要求水準書では、「末端給水蛇口残留塩素濃度」と「放流水質：BOD、SS」についてのみ、委託料の減額について具体的に定められておりますが、減額の対象となる「定量的項目」とは、この2つの項目のみを指すと理解して宜しいでしょうか。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただきます。契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
384	業務委託契約書 (案)	12	第2章	第40条	委託費の減額基準や減額方法について、要求水準書「12.3.3 委託料の減額」と第40条第1項各号の規定の内容に齟齬があるように思われますが、両者の関係についてご教示願います。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただきます。契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
385	業務委託契約書 (案)	12	第2章	第40条	要求水準未達については、その要求水準の内容や未達期間等によって事業への影響は大きく異なると思われるところ、一律に四半期委託費の10%又は20%減額するというのは、個別事情が考慮されず過剰な減額につながる恐れがあるため、減額基準や減額方法については、より細かく定めることをご検討願います。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただきます。契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
386	業務委託契約書 (案)	12	第2章	第40条	要求水準に到達しなかった期間が6か月以上続いたときは、(2)のみが適用され、(1)は適用されないという理解で宜しいでしょうか。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただきます。契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
387	業務委託契約書 (案)	13	第2章	第43条	想定配水量の急激な変動による受託者に生じた増加費用の負担についての記載がありませんが、要求水準のリスク分担表に従い、想定配水量の範囲外であれば、貴市の負担との理解でよいでしょうか。また、このような場合はリスク分担表の「緊急事態に係る費用の増大」のうち、「受託者の役割分担の範囲内」とはいえず「上記以外の緊急対応費の増大」に該当するとの理解でよいでしょうか。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただきます。契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
388	業務委託契約書 (案)	14	第3章	第48条	発生可能性は限りなく低いですが、受託者に過失がなく、貴市の政策的な判断により本事業の取り止め等の判断が下された場合には、委託者の債務不履行と同様に取り扱われるという理解でよいでしょうか。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただきます。契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
389	業務委託契約書 (案)	13	第2章	第44条	想定原水水質の急激な変動による受託者に生じた増加費用の増大分の負担については、要求水準のリスク分担表に従い、想定原水水質の範囲外であれば、貴市の負担との理解でよいでしょうか。また、このような場合はリスク分担表の「緊急事態に係る費用の増大」のうち、「受託者の役割分担の範囲内」とはいえず「上記以外の緊急対応費の増大」に該当するとの理解でよいでしょうか。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただきます。契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
390	業務委託契約書 (案)	14	第3章	第48条	現在の第48条第1項の契約解除事由だと「違反によって、受託者による本契約の履行が不可能になったとき」でなければ契約解除できませんが、本契約の履行が不可能にならずとも、委託料の支払いが期限までになされない等の重大な違反がある場合には受託者として契約を継続することが難しいため、このような場合も契約解除事由に含まれるように修正いただきたく存じます。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただきます。契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。

391	業務委託契約書 (案)	15	第3章	第53条	契約終了時の対象施設等の確認について、契約終了の事由が委託者の都合によるものであった場合を想定した確認です。例えば契約終了予定年度の直後に修繕を予定していたような設備があった場合には、修補前の状態で委託者に施設を引き渡すこととなる可能性が生じます。この場合においては、当該修補費用を委託費として受領できないことから、契約不適合による修補の請求対象外としていただきたくお願いします。修繕予定については、予め提出した修繕計画により確認可能なため、上記についてご検討の程よろしく申し上げます。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
392	業務委託契約書 (案)	16	第3章	第55条	契約終了時の費用負担について、「本契約に別段の定めがある場合を除き、各自これを負担する」と規定されていますが、契約終了時の費用負担について、主に要求水準書に規定されているため、要求水準書に別段の定めがある場合は当該要求水準の定めに従うものと理解してよいでしょうか。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
393	業務委託契約書 (案)	16	第2章	第56条	対象施設の契約不適合が経年劣化、不可抗力、運転事業者等の第三者の業務に起因する場合は、修補義務の対象外との理解でよろしいでしょうか。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
394	業務委託契約書 (案)	16	第3章	第56条	第56条第1項の契約不適合責任には、改築工事業務によって生じた契約不適合の修補が含まれますが、当該修補作業は建設業許可が必要とされる業務を含む可能性があります。この場合、同条第2項で代表企業が契約不適合責任につき連帯保証するのであれば、代表企業において建設業許可が必要となる可能性があるようにも思われますが、第2項に基づき代表企業が連帯保証責任を負う範囲としてはどのようなものが想定されているかご教示願います。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
395	業務委託契約書 (案)	16	第3章	第57条	第23条3項但書きにより委託者が所有権を有することとなった設備については、第57条但書きの委託者・受託者の協議の上の委託者からの指示を待たずとも、第57条により撤去する必要はないとの理解で宜しいでしょうか。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
396	業務委託契約書 (案)	17	第4章	第61条	第61条括弧書きにおいて、「第23条第3項ただし書により委託者がその所有権を有することとなった設備を除く」とありますが、第23条第3項ただし書きでは委託者が所有権を有する旨規定されているため、「第23条第3項ただし書により委託者がその所有権を有することとなった設備を含む」の誤りではないでしょうか。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
397	業務委託契約書 (案)	17	第4章	第63条	「法令」の定義が明確に示されておりませんが、法律、政令のほか、他の一般的な契約書と同様に、規則、命令、条例、ガイドライン等も含むと理解して宜しいでしょうか。明確性の観点から「法令」の定義規定を設けるをご検討ください。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
398	業務委託契約書 (案)	18	第5章	第67条	構成員は「第三者」に含まれないとの理解でよいでしょうか。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
399	業務委託契約書 (案)	18	第5章	第67条	「相手方の秘密」が明確でなく、事業者が提供するどのような情報が貴市において秘密として扱われるのか不明確であるため、「相手方の秘密」の定義を明確にさせていただきようお願いいたします。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
400	業務委託契約書 (案)	23	別紙1	7.	「7. 構成員」について、説明にはJVの代表企業及び構成企業も含まれておりますが、実施方針ではSPCの設立が求められているため、削除してもよいのではないのでしょうか。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
401	業務委託契約書 (案)	24	別紙1	別表1	別表1の対象業務が別紙2.1の委託費の構成のどの項目に該当するかがわかりかねますので、わかるような記載をしていただきたい。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
402	業務委託契約書 (案)	25	別紙2	1.	量水器購入費は、「1. 契約期間中の委託費の構成」のどの費目に含まれますでしょうか。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。

403	業務委託契約書 (案)	25	別紙2	2.	委託費の年額は、委託者の承認を受けて業務計画書において変更されない限り、業務委託契約開始時点の契約金額の内訳書で固定された金額であり、改定の都度、当該金額が改定条項により残期間の残額全体が改定され、翌年度からの業務計画書の内訳に反映されていくとの理解でよいでしょうか。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
404	業務委託契約書 (案)	25	別紙2	2.	募集要項及び要求水準書においては、農業集落排水処理施設の維持管理業務(アドバイザー業務)と記載されていますが、当該業務に係る委託費は、「1. 契約期間中の委託費の構成」の(1)人件費に包含されるとの理解いたしますが、別表1のとおり修繕業務もある場合、(2)物件費への追記の要否についてご検討いただけますでしょうか。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
405	業務委託契約書 (案)	26	別紙2	(1)	ア. 採用する指標として「民間の給与(月給例)」から算出した変動率とありますが、当該指標として参照する資料と該当箇所を確認させてください。 例えば、「令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告」の場合、ファイル名「報告(別紙第1)」のうち「II 4 職員給与と民間給与の比較(1)月例給 別表第3 民間給与(A)」という理解でよろしいでしょうか。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
406	業務委託契約書 (案)	27	別紙2	(4)	イ 採用する指標について、熊本の指数が建設物価のHPIにはありません。 また「電気機械」とありますが、電工等の労務費・工事材料・設計費用に伴う人件費用も本指数を採用するのでしょうか。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
407	業務委託契約書 (案)	27	別紙2	(4)	設計・改築は性質上、請負であることから四半期払いには馴染まないと考えます。受託者のキャッシュフローも考慮いただき、例えば宇城市公共工事請負約款44条と同様に請求時から40日以内の支払いとするなど、対象工事の完成検査の都度の精算として頂けますでしょうか。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
408	業務委託契約書 (案)	27	別紙2		複数年に渡る工事の場合の物価改定及び対価の支払いについては、年度の出来高金額単位で支払われるのでしょうか。更新実施基本協定や改築実施基本協定での記載イメージについてもご教示いただけますと幸いです。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
409	業務委託契約書 (案)	25~27	別紙2		業務委託契約書(案)別紙2に「契約金額の内訳書」または「提出された内訳書」という表記が複数箇所にあります。当該内訳書に基づき委託費の支払いや変更が行われる重要書類であることから、内訳書の書式(ひな形)を業務委託契約書の別紙に追加していただけますでしょうか。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
410	業務委託契約書 (案)	26	別紙2		委託費の改定が行われた年度以降の契約金額の内訳書における各事業年度の額は、(次の改定があるまで)直近の改定後の委託費が反映され支払われるという理解でよろしいでしょうか。 また、この場合、業務委託契約書の変更契約を締結または改定後の委託費に関する覚書を別途締結することになりますでしょうか。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
411	業務委託契約書 (案)	26~27	別紙2		(1)賃金水準の変動に伴う人件費の変更、(2)物価変動に伴う物件費の変更、(3)物価変動に伴うユーティリティ費の変更、(4)物価変動に伴う設計・改築費の変更、いずれも指標値が±1.0%または±1.5%を超えて変動した場合に委託費が改定されることとなっておりますが、1.0%または1.5%を超える部分だけが対象ではないことを確認させてください。 例えば、指標値の変動が+2.0%だった場合に、1.0%(=2.0%-1.0%)または0.5%(=2.0%-1.5%)だけが改定の対象ではなく、2.0%分の改定がなされると理解しております。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。

412	業務委託契約書 (案)	26~27	別紙2	委託費の改定について、(1)人件費、(2)物件費、(3)ユーティリティ費、(4)設計・改築費が対象とされています。 本事業では、実施方針3.1(2)特別目的会社の設立に基づきSPCの設立が必須と認識しており、上記の費用(人件費、物件費、ユーティリティ費、設計・改築費)はいずれもSPCの原価に相当する一方、委託費はSPCの売価にあたるとの理解です。 委託費の改定について、各費用(人件費、物件費、ユーティリティ費、設計・改築費)に諸経費を上乗せした額を改定後の委託費としていただけますようよろしくお願いいたします。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただきます。契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
413	業務委託契約書 (案)	28	別紙2	委託費の改定について、対象費用、採用指標、変動判定、精算の時期については記載がある一方、改定方法(計算方法)の記載がありません。委託費の改定方法(計算方法)について明確化をお願いできませんでしょうか。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただきます。契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
414	業務契約書(案)	3	第9条	「経営及び事務支援」とは、要求水準書のどの業務を指しますか。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただきます。契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
415	業務契約書(案)	21	第81条	競争的対話を通じて合意または確認された事項について、その対話記録は契約締結時に「契約図書」の一部として含まれることになるのでしょうか。対話結果の契約上の位置付けについてご教示ください。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただきます。契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
416	業務委託契約書 (案)	17	第4章 第3節	第65条には、『第65条 受託者は、不可抗力により、本契約に従って対象業務を実施することができなくなったとき、実施が著しく困難になったとき、又は実施のために追加費用が発生するときは、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちにこれを委託者に対して通知するものとする。 2 前項の場合において、委託者及び受託者は、通知が発せられた日以降、当該不可抗力による履行不能の範囲において、履行義務を免れる。ただし、委託者及び受託者は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく適切な対応手順にしが、早急に対応措置をとり、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。 3 委託者は、第1項の通知を受けた場合、当該不可抗力に対応するために速やかに本契約の変更及び追加費用の負担等について、受託者と協議しなければならない。』と記載があります。 不可抗力、法令変更又は市の帰責事由により契約期間内に工事が完了できないことが明らかになった場合、受託者から工期延長および追加の工事代金について、委託者に対して変更請求を行うことができるとの理解でよろしいでしょうか。 その場合、『宇城市公共工事請負契約約款』に記載の以下の定めと同等の内容を本事業の事業契約書(案)に追加いただけますでしょうか。 「(受注者の請求による工期の延長) 二十二条 受注者は、天候の不良、第二条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。」	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただきます。契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。

417	業務委託契約書 (案), 要求水準書	18 64	第4章 別紙2	第3節 別表3	『第65条3 委託者は、第1項の通知を受けた場合、当該不可抗力に対応するために速やかに本契約の変更及び追加費用の負担等について、受託者と協議しなければならない。』とある一方、要求水準書p. 64別紙2別表3の基本分担のうち、『不可抗力』は委託者の負担となっております。要求水準書の記載が正と認識しておりますが、その認識でよろしいでしょうか。	要求水準書を正とご認識ください。 契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
418	業務委託契約書 (案)				『宇城市公共工事請負契約約款』第18条(条件変更等)の内容を踏まえ、本事業の事業契約書案に以下の先事例を参考に、追記いただけないでしょうか。  第3節 業務水準の変更等 (必要的協議) 第23条 事業者は、本件業務を遂行するに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに市に通知しなければならない。 (1) 要求水準書及び要求水準書に対する質問回答の誤謬があること。 (2) 本件施設用地の条件について、本契約等に示された自然的又は人為的な条件と実際の現場が一致しないこと。 (3) 本契約等で明示されていない本件施設用地の条件について、予期することができない特別の状態が生じたこと。 2 市は、前項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、要求水準書の変更案の内容を事業者へ通知して、要求水準書の変更の協議を請求しなければならない。この場合の協議については、第25条を準用する。  (市による要求水準書の変更協議) 第25条 市は、技術革新等により要求水準書の変更又は新たな業務遂行方法の採用及びこれに伴うサービス対価の減額が可能であると認める場合の他、合理的に必要なと認められるときは、要求水準書の変更案の内容及び変更の理由を事業者へ通知して、要求水準書の変更の協議を請求することができる。 2 事業者は、前項の通知を受けたときは、通知を受領した日から14日以内に、市に対して次に掲げる事項を通知し、市と協議を行うものとする。なお、当該検討に要した費用は合理的な範囲で市が負担する。 (1) 要求水準書の変更に対する意見(必要な措置等) (2) 要求水準書の変更に伴う事業日程の変更(本件施設引渡予	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
419	業務委託契約書 (案), 要求水準書	7 64	第25条 別紙2	別表3	業務委託契約書案第25条近隣対策等には「第25条 受託者は、工事の着手に先立って、自己の責任及び費用負担において、近隣住民に対して、工事計画等につき説明を行い、了解を得るよう努めなければならない。委託者は、必要と認める場合には、受託者が行う説明に同席する等の協力を行う。 2 近隣対策(苦情処理等を含む。)の結果、受託者に生じた費用については、受託者が負担する。」とありますが、要求水準書別紙2別表3「住民対応」においては、「受託者の責めによるもの(施設見学、窓口対応、誤請求等)」は受託者負担、「上記以外のもの(上下水道事業の実施における住民反対運動、住人訴訟等)」は委託者負担と整理されており、業務委託契約書案と要求水準書とで内容に相違がございます。業務委託契約書案記載内容を要求水準書別紙2別表3に準ずる記載とし、受託者の帰責事由によるものに関してのみ受託者の負担としていただけますでしょうか。	修正して改めてお示しします。
420	業務委託契約書 (案)	9 16	第2章 第3章	第3節 第2節	28条11項・56条1項: 28条11項及び56条1項に定める契約不適合責任とは、受託者が実施した工事に関する契約不適合という理解でよろしいでしょうか。	契約書案について見直しを想定しています。

421	業務委託契約書 (案), 要求水準書	16 59	第3章 第14章	第2節 14.5.1	業務委託契約書案第58条に記載されている「受託者が設置した設備の譲渡を委託者が要求した場合」の清算金とは、要求水準書14.5.1に定める算定式に基づいて算出した清算金のことを指すという理解でよろしいでしょうか。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
422	業務委託契約書	4	13条3		市が契約不適合の責任を負う期間が契約開始から1年と設定されていますが、水面下に設置されている機器や構造物、分解を行わないと把握できない事象に関しての扱いに関して協議をさせていただきます。事例として、水槽部分の防食塗装や電気設備などが該当となる可能性があります。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
423	募集要項, 業務委託契約書(案)	11	第1章	第5節	本業務の委託費について「四半期ごと」の支払と規定されていますが、現行の下水処理場および浄水場等の維持管理・運転業務においては「毎月支払」の運用となっております。  受託者(SPC)は、人件費や協力業者への支払等を毎月発生するスケジュールで処理する必要があるため、市からの支払が四半期ごと(3ヶ月に1回)となった場合、従前には発生していなかった「事業期間中の資金調達コスト」が新たに発生することになります。  この資金調達コストの発生は、結果として事業全体のVFMを低下させ、貴市の財政および市民の皆さまへの負担増に繋がりがねません。  事業の効率性を最大化し、適切な価格での持続可能な運営を行うためにも、維持管理業務および料金徴収・窓口関係業務の委託費については、現行通り「毎月支払(月払い)」としていただくよう要望いたします。ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
424	業務委託契約書(案)	17	第4章	第1節	「第62条 受託者は、契約期間中、自己の費用により、必要な保険を付保するものとする。 2 受託者は、前項に基づき加入する保険の保険証書の写しを委託者に提出する。」とありますが、保険証書の写しは事業開始までに手配という認識でよろしいでしょうか。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
425	業務委託契約書(案), 要求水準書	鏡			募集要項、契約書では「本事業」、要求水準書では「本業務」と定義されています。理解はできますので、このまま進めてよろしいでしょうか。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
426	業務委託契約書(案)	1	第5条	3項	第3項は、受託者の意見を聴くものの、決定権が貴市だけにある点、片務的な契約になっているものと考えます。次のような取り決めに修正してください。「(案)同一順位の書類の間に齟齬がある場合、委託者は、受託者と共同で当該齟齬の内容を確認し、解決策を検討し、その結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該措置を含む。)について両当事者で誠実に協議し、協議の終了後10日以内に、その結果を受託者に通知する。ただし、やむを得ない理由により協議の終了又は通知が当該期間内にできないときは、委託者及び受託者が合意の上、当該期間を延長することができる。」	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
427	業務委託契約書(案)	4	第14条	第1項	貸与可能備品は別表18でなく17ではないでしょうか。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
428	業務委託契約書(案)	10	第31条		「受託者は、毎日、業務日報を作成し、翌開庁日の午前10時までに委託者に提出しなければならない。」とありますが、業務効率化の改善のために、「受託者は、業務状況を電子データ等で適切に記録・管理し、委託者の求めがあった場合は速やかに報告しなければならない。」と修正をお願いしますでしょうか。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
429	業務委託契約書(案)	7	第2節	第25条	近隣対策に伴い発生する費用の負担について、事業者の責に帰すべき事由によらないものについては、委託者負担との認識でよいでしょうか。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。

430	業務委託契約書 (案)	11	第5節	第35条	今回の委託費の支払いは、『四半期ごとに委託費の請求をすることができる』と記載されていますが、四半期ごとの金額、及び年度の支払金額は、各年度で実施する内容に応じて、前年度中に貴市と協議の上決定するという理解でよろしいでしょうか。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。
431	業務委託契約書 (案)	27	別紙2	3	設計・改築費の変更時に使用する指標は指定の指数(有料)や、建設物価指数「都市別・部門別指数 建設総合 福岡」などの別途指標等を比較のうえ、その時点で実情に最も近い指標及び考え方を採用いただけないでしょうか。	契約書(案)については、全体的に見直しをさせていただきます。ご検討いただく資料として概要を掲載させていただき、契約書(案)の公表は7月上旬に再度公表させていただきます。